



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（15）－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 55(1), 268-230
Issue Date	2004-05-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15280
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(1)_p268-230.pdf



ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳 (15)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

卷頭言～6・2	(以上51卷5号)
7・1～13・3	(以上51卷6号)
13・4～19・2	(以上52卷1号)
20・1～24・9	(以上52卷2号)
25・1～26・8	(以上52卷3号)
26・9～32・4	(以上52卷4号)
33・1～38・3	(以上52卷6号)
38・4～42・2	(以上53卷1号)
43・1～47・1	(以上53卷2号)
47・2～52	(以上53卷3号)
53～56・3	(以上54卷3号)
56・4～57・4	(以上54卷4号)
57・5～59・3	(以上54卷5号)
59・4～61・2	(以上54卷6号)
62・1～65・3	(以上本号)
65・4～	(55卷2号以下)

おわりに

62・1¹⁾ a) なんびとも彼の主君 (*herre*)²⁾ から、彼 (=自分)がその管理人 (*des amman*)³⁾ である所領を、^{a)} b)・4) 彼がそれ (=その所領) を彼の (=主君から自分に封与された) レーン (である) と主張する場合、その (管理人としての) ゲヴェーレ (=所領の占有・支配) によって (ないし、を楯にとって) (*mit der were*)⁵⁾ (レーンとして) 着服する (ないし、のっ取る) (*untvuren*)⁶⁾ ことをえない、^{b)} c) けだし、彼に対して彼の (管理する) すべての所領を彼の主君は彼の (管理人としての) ゲヴェーレの中へと (=彼が管理人として管理するようにと) 委託した (*in sine were bevofen hevet*) (にすぎない) からである。^{c)・7)}

AV 1・127¹⁾ a) 管理人 (*dispersator*)⁸⁾ は、(自分が) 代理人 (*procurator*)⁹⁾ になっているその主君から、^{a)} d) (管理人として) 在任中 (*infra officium*)、¹⁰⁾ (自分に封与された) いずれかのレーン (*beneficium*) について、¹¹⁾ レーン (としての) 占有権 (*beneficialis warandia*) を要求することはできない、^{d)・12)} c) けだし、主君は彼の (彼=管理人が管理している) 所領 (*bona sna*) をその者 (=管理人) の監護の下へと (*in eius providentia*) 委託した (ないし、している) からである。^{c)・13)}

- 1) 本条の位置については、前出レーン法61・1 = AV 1・129で述べたことを参照されたい。なお、レーン法62・1とAV 1・127の間には(かなり大きな)相違があり、前者は後者を(かなり大幅に)「改訂」した(と目される)ものであるが、両者間の相違(ないし、前者における後者の「改訂」)の由って来たるゆえんは、(それどころか、AV 1・127の論旨そのもの)、次のレーン法62・2 = AV 1・128を参照することによってはじめて明らかになるので、併せて次条をそれへの訳註(特に最後の註・13)における検討とともに参照されるよう、お願いしておきたい。
- 2) このレーン法62・1では、一貫して、この *herre* から「管理人」に(その管理を)委託された所領について、後者はそれを「レーン」として占有・支配することができない、という趣旨のことが述べられている。したがって、この *herre* の語は「主人」と訳した法がよい、とも考えられるが、(対応するAV 1・127と)次のレーン法

- 62・2では、この「管理人」に対して（管理のために託されたのとは別に）所領が（レーンとして）封与される場合のことが扱われているので、ここでも「主君」という訳語を踏襲することにした。
- 3) amman の語は、AV（後註・8の箇所）の dispensator、および、（後註・10の箇所の procurator の語に対応しているが、M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch* (Bd. 1, Sp. 51 u. 49) によれば、ambet-man (= der ein amt zu verwalten hat, diener) を縮めた語であり、diener, beamter, verwalter などの意味がある。なお、des (= dessen) の語は (sin herre を承ける可能性もないわけではないが、原文ではそれに最も近い) gut の語を承けている、と解した。
- 4) これ以下、b-b の件で論じられているのは、管理人が彼にその管理を委託された所領について、それを（自分に封与された）レーン（である）と主張するケースであるが、AV 1・117の（形式上＝条項の構成の上で、これに対応する箇所）に位置する d-d の件では、（後註・9～12で述べるように）、これとはまったく別のこと（＝管理人に管理を託された所領とは別に封与された「レーン」）について論じられていることに注意されたい。
- 5) この箇所の were の語が管理人による所領の（管理のための）「占有」（・支配）の事実を指していることは、文脈上明らかであろう。なお、AV にはこれに対応する語が見当たらず、この were の語は（前註・4で指摘した）「改訂」に伴って「レーン法」に新たに登場したものであること、あるいは、(ge)were の概念が「レーン法」では管理人による所領の（管理のための）「占有」・支配についても用いられていること、に注意されたい。（なお、後註・7の箇所の were の語についても、これと同じことが言える）。
- 6) この箇所の untvuren (= entführen) の語は、(Text, S. 206, 243 によれば)、hinterziehen を意味する。上掲・邦訳の「着服する (= のつ取る)」という訳はこれに従ったものであるが、AV の d-d の件にはこうした（それ自体）「非難」の含意がこめられた語は見当たらない。そのことも、「レーン法」の b-b の件では、管理人が管理を委託された所領を（事もあろうに）自分の「レーン」であると主張する（という、およそあってはならない）ケースが扱われているのに対して、AV の d-d の件では、（前註・4の末尾で触れたように）、管理人が主君から（管理を委託されたものとは別に）封与された所領について、「レーン（として）の占有権」を主張する（という、一般（のレーン）に（ついて）は、当然あってもおかしくない）ケースが扱われている、という相違にもとづくものと解される。
- 7) この箇所の were の語が、（前註・5の箇所のそれと同じく）、「管理人による所領の（管理のための）占有（・支配）」の事実を指していることは、（主君がその所領を were の中へト）「委託した」の語によって明らかであろう。AV の d-d の件には（直接）この were に対応する語は見当たらないが、その点については前註・5で述べたことを参照されたい。

なお、「(「けだし…」以下の) c-c の件 (全体) (=主君が管理人に所領の「占有」(・支配)を委ねたのは所領の管理のためである、という趣旨のこと)は、そこまでの b-b の件 (=管理人は主君から管理を委ねられた所領について、それを「占有」(・支配)しているということを根拠にして、それが彼の (=自分に封与された)「レーン」であると主張することはできない、という趣旨のこと)の「理由づけ」になっているので、そのことをはっきりさせるために、「にすぎない」という補訳を施していた。(この点については AV で同旨のことを述べている c-c の件に関する後註・13を参照されたい)。

- 8) この箇所の *dispensator* の語は、(実質的には、「レーン法」(註・3の箇所の) *amman* に対応する、と考えられるが、ひきつづき次註・9を参照されたい。
- 9) この箇所の *procurator* の語は、(構文上も)、「レーン法」(註・3の箇所の) *amman* に対応しており、前出(註・8の箇所の) *dispensator* と同じく、「管理人」の意味でも用いられるが、上掲・邦訳では——原文でそれぞれ別な語が用いられていることにも配慮して——「代理人」と訳しておいた。
- 10) ここから始まる d-d の件は、構文上、「レーン法」の b-b の件に対応しているが、内容的にはそれとまったく異なることを述べている、ということに注意された上で、本註以下の訳註における検討を参照されたい。

この箇所の *infra officium* (=「在任中」)に対応する語 (= *binnen amnechte*) は、「レーン法」(62・1)の b-b の件には見当たらず、ようやく次のレーン法62・2(註・6、e-eの件)に姿を見せる。このことによってすでに、以下の d-d の件で述べられていることが、「レーン法」では (AV1・127に対応する62・1ではなく) 次の (AV1・128に対応する) レーン法62・2に(移され、それに)組み込まれていることが示唆されている。この (AV1・127、d-d) の件の *infra officium* の語が、この条項 (の d-d の件) だけでは、(以下の件との関連で) 具体的に何を意味するのか(まず)理解することができず、レーン法62・2 (AVのテキストだけを追っていく場合には、その文末の一文 = *nisi relicto officio bona obteneat*) を参照しなければ、それを理解する手がかりを掴むことさえできないが、それも以上のことによるものと考えられる。この点については、前註・1、および、次のレーン法62・1 = AV1・128、註・12と13を参照されたい。

- 11) この箇所の (*aliquod beneficium*) の語も、(AVにおけるこの語の用例から)、(主君から管理人に封与された)「レーン」を指すことは判るものの、(この AV1・127のテキストだけでは) すぐ後につづく (管理人はそれについて)「*beneficialis warandia* を要求することはできない」という件が躰きの石となって、この「レーン」(は「レーン」であると明記されているのに、それに) についてなぜ (管理人は)「レーン (として) の占有権」を主張しえないのか、理解することは(まず)不可能であろう。ひきつづき次註・12を参照されたい。
- 12) *beneficialis warandia* の語は、原文では本条の冒頭に(したがって、*warandia* の語は行

中に)姿を見せるが、AVの全巻を通じてこの語が用いられているのはこの箇所だけである。しかし、(言葉としてそれに近い) *beneficii warandia* の語が、前出(いずれもレーン法53に対応する) AV 1・122(註・8の箇所)と1・123(註・12の箇所)で、「(レーン法)の *lenes gewere* の語に対応して、それと同じく)、「所領の占有権」＝(主君から所領を封与された家臣が特に主君との関係において)「所領をレーンとして占有・支配する権利」の意味で、用いられている。本条・この件の *beneficialis warandia* も、主君との関係において(管理人がそれを主君から要求できないものとして)姿を見せるから、その *beneficii warandia* の語と(少なくとも、基本的には)同義に用いられている、と想定してかかるのが妥当であろう。しかし、本条・この件の場合、(前註・11で述べたように)、(管理人に主君から封与された)「レーン」について「レーン(として)の占有権」が認められないのはなぜか、という疑問に突き当たる(だけでなく、この件は、管理人に対する所領・管理の委託が「授封」の形をとって行われ、したがって、管理人の(管理下にある)所領が(少なくとも形の上では)「レーン」である、ということをおもうとしているのではないか、などといった、誤った推論に導かれてしまうことにもなりかねない)であろう。

そこで、(いささか先走ることになるが)、次の(レーン法62・2、および) AV 1・128を参照してみると、本条の d-d の件で「(管理人は)、在任中、(自分が)代理人になっているその主君から、いずれかの *beneficium* について、*beneficialis warandia* を要求することはできない」とされているのは、主君から管理人に(管理を託された所領とは別に)封与された所領に関して述べられたものであり、そうした所領が(通常の、ないし、正規の)レーンと異なるのは、①主君がそうした所領の封与を否認した場合、家臣は所領の占有・支配を(前提とする立証手续をとることができず、それを)欠く場合と同じ立証手续を取らなければならない、②管理人は、在任中、所領の授封更新請求権をもたない、③彼は、同じく在任中、所領の「相続」権(＝所領を息に相続させる権利)をもたない、以上の3点である。このことから、本条・この件で(その主君から要求できないとされている) *beneficialis warandia* とは、具体的には、①主君が所領の封与を否認した場合の、所領の「占有」を前提とする立証手续、②所領についての(在任中の)授封更新請求権、③(同じく)所領についての(在任中の)「相続」権という、いずれも所領の「占有」(・支配)に伴う三つの権利だけを念頭に置いたものであることが判る。したがって、管理人は(管理を託された所領とは別に)主君から封与された所領については、それらの3点を除けば、(実質的には)レーンとして占有・支配する(特に、その所領からの収益＝賃料ないし地代を取得する)ことができる、ということを見落としてはならないのである。(なお、以上に述べたこと、特に②と③については「在任中」と明記されていることによって、この管理人に対する(管理を託されたとは別な)所領の封与は、彼の(管理人としての)職務(の遂行)に対する対価としての性格をもつ、と推定することができるが、その問題は、次のレーン法62・2＝AV 1・128についてさら

に検討する)。

以上に略述したように、本条・d-dの件は(実は)管理人に(管理を託されたのとは別に)封与される所領にかかわる(と解される)のだが、それを正しく読み取ることは誰にとっても難しいだけでなく、その分かりにくさは、次註・13で述べるように、(c-cの件の)末尾の一文によってさらに増幅されるのは確かであって、「レーン法」で、(前註・2～7で述べたことから明らかなように)、(AVの)この件を(全面的に)削除し(て次のレーン法62・2に吸収し、それに代えて)管理人に管理を託された所領に関する記述を補っていることも、著者自身、(AVをもとにしてそれをドイツ語に移すに当たり)、こうした分かりずらさ(ないし、誤読の可能性)に気づきそれを取り除こうとしたからであろう。したがって、レーン法62・1のこの点に関する「改訂」も「レーン法」における「改善」の一例と見做すことができよう。(この点については、次のレーン法62・2=AV1・128、註・13をも参照されたい)。

- 13) この本条・末尾のc-cの件(=「けだし、主君は彼の所領をその者(=管理人)の監護の下へと委託したからである」)は、レーン法62・1の末尾のc-cの件(=「けだし、彼(=管理人)に対して彼の(管理する)すべての所領を彼の主君は、彼の(管理人としての)ゲヴェーレの中へと委託したからである」)と、(基本的には)同じことを述べている。しかし、「レーン法」では、(前註・7で述べたように)、この文が、(b-bの件の)管理人は彼にその管理を委ねられた所領についてそれを(彼に封与された)レーンであると主張することはできない、ということの「理由づけ」になっているのに対して、AVでは、この文が「理由づけ」ているのは、(前註・12で述べたように)、(直接には)管理人にその管理を託された所領に関するのではなく、(d-dの件の)管理人に(それとは別に)封与された所領に関することである。したがって、AVについては、(前註・12で述べた)管理人に封与された所領の *beneficialis warandia* (の語を前註・12で述べたように理解したとしても、それ)に関して、なぜ(直接には)管理人にその管理を託された所領についての命題によって、管理人に(それとは別に)封与された所領に関する命題を「理由づける」ことができるのか、という疑問が(新たに)生まれることになる。

この難問を解くためのヒントを与えてくれるのは、ヒルシュも(Hi., S. 162, Anm. 4で、次のレーン法62・2、註・6の箇所の *binnen ammechte* = 「在任中」の語についてではあるが)参照を求めているホーマイヤー(Ho., II, S. 530)の見解である。ホーマイヤーは(そこで)、ある役人(特に、所領管理人)に封与されるレーンについて、在任中、授封更新請求(権)や「相続」権が認められない理由として、(wohl = 「おそらく」と断った上で)「管理人(の立場)と家臣の立場が混同される危険性」を指摘している。この見解が、前註・12で検討した(本条の) *beneficialis warandia* の(実質的)意味のうち、①の(主君がその所領の封与を否認した場合の)立証手続について特に適合することは確かである(その場合、もし管理人に対して所

領の占有・支配を前提とする立証手続を認めれば、管理人は彼にその管理を託された所領をも容易に彼の(=彼に封与された)レーンとして立証できることになるからである)。しかし、②の授封更新請求権や③の「相統」権(が、在任中、管理人に欠けていること)は、そうした「理由づけ」によって説明できないのではないか。以下(煩瑣にわたるのを避けるため)②の主君が交替した場合について(だけ)述べると――。その場合、もし管理人が新しい主君から管理人に任命されて(実質的には)ひきつづきその地位に留まるのだとすれば、なぜ彼がそれまでの主君から封与されていた所領を失わなければならないのであろうか。一般に、所領の授封更新を求めるには家臣がそれを占有・支配していることが前提になるから、この場合にも、通常の手続では(ホーマイヤーの指摘する)立場の混同は生じうるが、管理人に対しては(①のように)よりきびしい(=所領の占有・支配を前提しない)立証手続を求めれば、それで足りるはずではないか。(③の「相統」=管理人(本人)が死亡した場合、彼の息についても、以上と(基本的には)同じことを指摘できることは、改めて指摘するまでもあるまい)。そこで私は(少なくとも②と③については)次のように考えている。主君が交替し(あるいは、管理人が死亡した)場合、新しい(あるいは、それまでの)主君がひきつづき管理人を置くか、あるいは、(置くとしても)それに誰を宛てるかは主君(の自由)に委ねられており、その意味で、管理人の地位は主君の交替(あるいは、本人の死亡)をもって終了する。管理人に(管理を託されていたのとは別に)所領が封与される所領は、管理人としての職務(の遂行)に対する対価(ないし、報酬)としての性格をもつので、彼の在任中に主君が交替(ないし、彼自身が死亡)すれば、管理人はその(職務とともに)所領(をも)失うことになるのではないかと。

以上の私見については、次のレーン法62・2 = AV 1・128に関連してさらに検討することにするが、ここではとりあえず、この件に、(ホーマイヤー説に従い)「けだし、主君は彼の所領をその者(=管理人)の監護の下へと委託した(にすぎない)のだから、(それと混同されないようにするため)である」と補足するのと、(私見に従い)「けだし、主君は彼の所領をその者(=管理人)の監護の下へと委託し(その対価ないし報酬として彼にそのレーンを封与し)た(にすぎない)からである」と補足するのとでは、いずれが(より)説得的であるかを比較・検討されたい。

62・2¹⁾ a) しかしながら、彼(=管理人)に主君が(その管理を委託したのとは別に)所領を封与する(ないし、した)場合、^{a)・2)} b) その(所領を封与した)ことを彼(=管理人)に対してその後主君が認め(ようと)しない(ないし、否認する)ならば、^{b)・3)} c) 彼(=管理人)は、^{d)} (管理人として)在任中(binnen ammechte)、^{d)・4)} それ(=所領が彼に封与されたこと)を、^{e)} (所領について)ゲヴェーレ(were)(=

所領の占有・支配)を欠く者と同じように、それ(=所領の封与)を^{e)・5)}(その場に居合わせて)見また聞いた者たちとともに(証人になって)立証しなければならず、^{c)・6)} ^{f)}また、(主君の交替に際しては)もう一人の(=第2の、新しい)主君に対してその所領の授封更新を求める(volgen)ことができず、^{f)・7)} ^{g)}また(その所領を)彼(=自分、管理人)の息に相続させることもできない。^{g)・8)}

AV 1・128¹⁾ ^{c)}管理人(dispensator)は、^{h)}それゆえ、^{h)}この種のレーン(huiusmodi beneficium)(が彼に封与されたものであること)を、家臣たちの中の(その封与を)見また聞いた者によって(=とともに証人になって)立証しなくてはならず、^{c)・9)} ^{f)}また(主君交替の際に)もう一人(=第2の、ないし、新しい)主君に対してこれ(=この種のレーン)の授封更新を求める(sequi)ことができず、^{f)・10)} ^{g)}また(自分が死亡した際に)それ(=そのレーン)を息に相続させることもできない、^{g)・11)} ⁱ⁾ただし、(彼が)管理人の)役目を離れて(から)(relicto officio)所領(bona)を受領する(ないし、した)場合は除く。^{i)・12)・13)}

- 1) このレーン法62・2は、(対応する)AV 1・128と(基本的には)同旨のことを述べているが、すぐ前に位置するレーン法62・1が(対応する)AV 1・127に(大幅な)「改訂」を加えているので(同条への訳註、特に13を参照)、前条との関連に注意しながら読み解く必要がある。前条への註・1を参照されたい。
- 2) このa-aの件は、AVには対応箇所がなく、すぐ前のレーン法62・1でも言及されていなかったことを述べている。しかし、それがAVではすぐ前の1・127(d-dの件)で言及されていたbeneficiumにかかわることは、容易に推定できるだけでなく、むしろ本条のこの件を参照することによって、その(AV 1・127、d-dの件)のbeneficiumが管理人に(管理を委託された所領とは)別に封与された所領であるということも、(少なくとも)AVよりもはるかに容易に推定することができるであろう。この点については、(前註・1にも挙げた前条への註・13のほか)、後註・4と10を参照されたい。
- 3) ここまでのb-bの件は、(AVには対応する文がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、主君が家臣に対して所領の封与を認め(ようとし)ない場合に家臣が(主君に対して)それを立証する手続については、すでに前出レーン法5・2(=AV 1・19~1・21)に記述されている。この点については、後註・5と11を参照されたい。
- 4) ammechteの語はAmtを意味するから(vgl. Text, S. 231; M. LEXER, Bd. 1, Sp. 52, 49)、このd-dの件のbinnen ammechteが前の(レーン法62・1に対応する)AV 1・127

(註・9の箇所)の *infra officium* と同じく、「(管理人として) 在任中」を意味することは明らかである。問題は、しかし、この語が(本条の)以下の記述のうちどこに(あるいは、どこまで)かかるのか、ということである。この語は、原文では本条の末尾に位置し(構文上、AV 1・128の末尾(i-i)の件に対応し)ているが、ヒルシュはこれを、(f-fの件とg-gの件にだけにかかり)、(この)c-cの件にはかからない、と解している、と受け取らざるをえないように訳しており(Hi., S. 162)、ショット(にいたって)は、そもそもこの語を訳していない(=訳し浅らしている)が(Sch., S. 312)、上掲・邦訳は、前条(=レーン法62・1=AV 1・127)、註・13で述べた(そして、本条でさらに検証している)私見にもとづき、(f-fとg-gの件にだけかかるのではなく)このc-cの件にもかかると解して、この位置に訳出したものである。

- 5) このe-eの件は、(AVに対応する文がなく)、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、(前註・3でも触れた)レーン法5・2では、(本条・b-bの件の)主君が家臣に所領を封与したことを認めない(ないし、否認する)場合について、「誰であれ所領を *gewere* の中にもつ(=現にレーンとして占有・支配している)者は…、主君(本稿(1)、1825頁に「彼」とあるのは間違い)の家臣のうち、それ(=その所領)が彼の(占有・支配すべき)レーンであることを真実と承知している者すべてとともに(証人になって)」「(所領の封与を)立証することができるのに対して、「それ(=その所領)について *gedinge* (のみ)をもつ者は、彼は *were* (=所領の占有・支配)を欠いているので、それ(=その断所が彼の占有・支配すべきレーンであること)を、それ(=その所領が *gedinge* の形で封与されたこと)を(実際に)見また聞いた者(たち)とともに(証人になって)」立証しなければならない、とされている。本条では、同じ(主君が所領の封与を認めない)場合について(b-bの件を参照)、所領を封与された管理人(a-aの件を参照)に対して、同条の家臣が「*were* を欠く場合」と同じ(目撃証人とともに証人になって、という)立証手続が求められているが(すぐ後につづく註・6までの件を参照)、その間に挟まるこのe-eの件では、(レーン法5・2の「彼は *were* を欠いているので」とは異り)、「*were* を欠く者と同じように」、と言われており、この一文によって、(本条の)管理人は、(彼に封与された)所領を(現実)に占有・支配しているにもかかわらず、(主君が所領の封与を認めない場合)所領を占有・支配していない者と同じ(=よりきびしい)立証手続を求められる、ということが疑問の余地なく明らかにされている。(したがって、前出AV 1・127、d-dの件の「(管理人は)主君から(彼に封与された) *beneficium* について *beneficialis warandia* を要求することができない」とする一文について、同条への註・11と12で指摘したような疑問(ないし、誤解の可能性)はこのレーン法62・2については生じえない、ということに注意されたい)。
- 6) この「レーン法」・c-cの件の末尾の一文は、AVのc-cの件に対応しているが、それについては前註・5を参照されたい。なお「レーン法」では、前出レー

ン法46・1の末尾でも、「それらのことを見また聞いた彼の家臣二人とともに(証人になって)立証する」手続について言及されており、その条項から、本条・この件の立証手続についても、管理人が所領の封与を立証するために必要な手続は、「目撃証人二人と自分とも3人の証人」による立証であることが判る。この点については後註・11を参照されたい。

- 7) この「レーン法」の f - f の件は、AV の f - f の件に対応しているが、前出レーン法11・1 (=AV1・33) (の前段) では、(主に *gedinge* または *wardunge* を封与された家臣を念頭において)、「家臣が *gewere* の中にもっていない (=現にレーンとして占有・支配していない) 所領については、「彼はその授封更新をもう一人の (=第2の、ないし、新しい) 主君に求めることをえず、また彼の息に相続させることをえない」、と明記している。本条の「管理人」は、(管理を委託されたのは別に封与された) 所領を占有・支配しているにもかかわらず、それについて、(レーン法11・1の) 所領を(レーンとして) 占有・支配していない家臣と同じように、所領の授封更新請求権や「相続」権を認められていないのである(この点については、前註・6を参照されたい)。なお、*volgen* の語は(ここでも AV の *sequi* に対応しているが、それ) については、前出レーン法2・6 (=AV1・7)、註・2を参照されたい。
- 8) この「レーン法」の g - g の件は、AV の g - g の件に対応しているが、この点についても、前註・7で触れた前出レーン法11・1、および、同註で述べたことを参照されたい。

なお、以上の訳註における検討によって、このレーン法62・2では、管理人に(管理を委託されたのとは別に) 封与された所領について、彼は「在任中」、所領をレーンとして占有・支配しているにもかかわらず所領を(レーンとして) 占有・支配していない家臣と同じように、①(主君がその所領の封与を認めない場合の) 所領(が自分に封与されたレーンであること) を立証するために(より) きびしい手続を求められ、②(主君の交替の際の) 所領の授封更新請求権を認められず、③(自分が死亡した際の) 所領の「相続」権を認められない、という点で、彼の所領についての「権利」は制約され(て)いる、ということが明らかになったはずである。さらに(前出レーン法62・1 = AV1・127、註・12と13で述べたことを想起された上で)、以下における AV (1・128) の検討をも参照されたい。

- 9) AV のこの c - c の件で述べられている「家臣たちの中の(それを) 見また聞いた者によって」という立証手続は、「レーン法」(62・2) の c - c の件に見られるそれと同じものであり、それによって、この(AV の c - c) の件で述べられていることが、「レーン法」(c - c の件) と(基本的に) 同じものであるか判る。しかし、両条項を比較してみると、次のような五つの相違がある。①「レーン法」の a - a の件は AV にはなく、AV では(いきなり)「この種のレーン」(*huiusmodi beneficium*) について論じられている。② AV (h - h の件) の「それゆえ」(*igitur*) に対応する語は、「レーン法」には見当たらない。③「レーン法」の b - b の件は AV

にはない。④ AV (1・128) には「レーン法」の d-d の件の「在任中」に対応する語がない(が、それは前の AV 1・127 の d-d の件に見られる)。⑤ AV には「レーン法」の e-e の件に対応する文が見当たらない。

これらの相違のうち、③については、AV でも(前註・3で挙げたレーン法 5・2に対応する)前出 AV 1・19~1・21を参照することによって、「レーン法」の b-b の件に対応する文がなくても)、AV のこの件で管理人に求められている立証手続が、家臣が(まだ)占有・支配していない所領について主君がその封与を認めない場合のそれと同じものである、と推定するには事欠かないであろう。しかし、②の *igitur* の語と③の *huiusmodi (beneficium)* の語が、いずれも前の AV 1・127 の d-d の件を前提しそれを承けたものであり、さらに、その件には④の「在任中」(*binnen ammechte*) のも^もとになった(と目される)語(*infra officium*)が見られることによって、AV ではすでに前の 1・127 (d-d の件)で言及されていた管理人に封与される *beneficium* に関することが、「レーン法」ではすべて(前のレーン法 62・1からは削除され)この(構文上、AV 1・128に対応する)レーン法 62・2へ移され、そこでまとめて論じられていることを確認することができる。なお、⑤については前註・5で述べたことを参照されたい。

- 10) この f-f の件は「レーン法」の f-f の件に対応しているが、それについては前註・7を参照されたい。
- 11) この g-g の件は「レーン法」の g-g の件に対応しているが、それについては前註・8を参照されたい。
- 12) この本条・末尾の j-j の件、原文は *nisi relicto officio bona obtineat* であるが、その中の *relicto officio* の語によって、この件で述べられているのは管理人がその職務(ないし、地位)を離れた後のことである、ということが判る。AV の *obtineat* の語は(「受け取る」の意の) *erhalten* と(「(ひきつづき)保持する」の意の) *behalten* の双方を意味しうるので厄介だが(Text, I, S. 137を参照——ただしそこでの分類の基準や解釈はここで述べるものと必ずしも同じでない)、この件で問題になっている *bona* がいずれにしても(=管理人がそれを辞任後に「受領する」にせよ、あるいは、それを辞任後も「(ひきつづき)保持する」にせよ、それが彼の管理人としての *officium* (そのもの)ではありえないから、それとは別に封与される(通常の)「^レ所領」であることは、AV ではようやくこの件において明らかになる。したがって、残っているのは、*obtinere* の語が「受け取る」を意味するのか、それとも「(ひきつづき)保持する」を意味するのか、という問題であるが、上掲・邦訳はそれを前者の意味に解したものである。その理由(ないし、根拠)は次の二つである。①(本条に対応する)レーン法 62・2では、これに対応する文が見られず、「削除」された(と目される)こと。(もし、管理人が「在任中」に受領した所領を辞任後(ひきつづき)「保持する」ことができるのであれば、「レーン法」でも——そうした所領について在任中の「権利」の^レ制約だけを述べるのではなく——辞任後の「権利について」も触れたはずである)。

したがって、この一文はもともと「冗文」とも言えるものにすぎず、AVではおそらく前行の行末の *herediat* の語と韻を踏むために(だけ)付け加えられたものと推定される。(なお、AVでは韻を踏むために(だけ)付け加えられた文が「レーン法」で「削除」された例は、(本条までに) AV 1・118 (=レーン法50・1)(c-cの件)と 1・121 (=レーン法52)(c-cの件)の二つがある——石川「AVとSSP」(前出レーン法56・4、註・12を参照)、29頁、註・26を参照されたい)。(2)(同じく)もし管理人が「在任中」に受領した(あるいは、それ以前に受領していた——この点についてはすぐに後述する)所領を辞任後も(ひきつづき)「保持する」ことができるのだとすれば、彼はなぜ(管理人として)「在任中」だけそれについての「権利」を制約されるのか、その理由を説明することができないこと。(この点について、前条(レーン法62・1=AV 1・127)、註・13で述べたように、ホーマイヤーは、「管理人(の立場)と家臣の立場が混同される危険性」を指摘しているが、その説は成り立たない。それだけでなく、本条(=AV 1・128)末尾の一文に関連して、(同註で述べた)ホーマイヤー説に対する批判に、さらに次のことを付け加えることができる。すなわち、ホーマイヤー説に従えば、仮にある家臣が管理人に任ぜられる前に所領を受領していた場合、レーン法62・2の規定に従って、管理人は「在任中」そうした所領についても「権利」の制約を受けることになる(はずだ)から、「家臣」の中に管理人を引き受ける者は(まず)いないであろうし、したがって両者の立場が混同される危険性も(あまり)ないはずである、ということがそれである)。以上の点については、ひきつづき次のレーン法63・1=AV 1・130、特にそれへの註・4と13を参照されたい。

- 13) 以上のように、「レーン法」の62・1と62・2の两条項を、(それに対応し、そのもともになったと思われる)AV 1・127と1・128の两条項と(全体として)比較してみると、両者は(基本的には)同じことを述べ(ようと)しているにもかかわらず、特にその記述の分かりやすさという点で、両者の間に大きな懸隔がある、ということに気づかざるをえないであろう。AV(1・127と128)の論旨が容易に理解できないのは、特に1・127で、(所領の)「管理人」について書き始めているにもかかわらず、(管理人にその管理が委託された)所領(の法的性格)については何も論ぜずに、(いきなり)管理人に(それとは別に)封与される所領についての「権利」の制約を(*beneficialis warandia*の語を用いて)抽象的に論じ、その「理由づけ」として(その所領とは直接に関係のない)所領管理の委託(だけ)にかかわる命題を掲げている、という点にある。これに対して、「レーン法」では、まず62・1で管理人に対する所領管理の委託(と委託された所領の法的性格)の問題についてだけ記述し、彼に(それとは別に)封与される所領については、62・2で(AV 1・127に書かれていたことをも含め)まとめて(それも、AVよりも叮嚀で分かりやすく)記述しているで、AVよりもはるかに分かりやすいものになっている。

なお、こうした両者の間の分かりやすさの大きな懸隔は、ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史の問題にとっても重要な意味をもっている。同書(テキスト)

成立史の問題の一つ(そして、より基本的なそれ)は、「はじめに」でも述べ(前註・12に挙げた石川「AVとSSP」で(少なくとも)主要な点については具体的に検討し)たように、AVは「レーン法」の(アイケ自身の手になる)ラテン語版・原本か、それとも、(アイケ以後の第3者の手になる)「レーン法」のラテン語(への)抄訳か、という問題であるが、「抄訳者」が(きわめて分かりやすかった)「レーン法」(62・1と62・2)をラテン語に訳(し戻)す際に、(恣意的に)それとは大きく構成(=記述の配列)を変えて(しかも)きわめて分かりにくいものを書き改める、ということは(まず)考えられず、アイケ自身が、AV(1・127と1・128)では韻文で書くという制約もあって十分に意を尽くさず、また構成にも無理があって分かりにくかったものを、「レーン法」では——韻文による制約を受けずに——大幅に「改訂」して分かりやすく書き直した、と考える方がはるかに説得的だからである。

以上、このレーン法62・1と62・2 = AV 1・127と1・128に関して述べたことについては、次のレーン法63・1 = AV 1・130、特にそれへの註・14で述べる私見をも参照されたい。

277

63・1^{a)}いかなる所領であれ(主君から)下臣に(deme manne)¹⁾臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに(ane manscap)²⁾授与される(gelegen wert)³⁾ものは、正規の(ないし、真の)レーン(recht len)とは言わない、⁴⁾(たとえば)主君が彼の家人(denstman)に⁵⁾臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに²⁾領主(館の)(ないし、ファミリアの)法廷で(to hoverecht)⁶⁾授与する³⁾所領のように。^{a)} ^{b)}彼(=家人)はそれ(=その所領)をもとに(dar af)⁷⁾領主(館)法上の(特に参廷)義務を果たさ(hoverechtes plegen)⁸⁾なければならず、レーン法上の(特に参廷)義務(lenrechtes)(を果たすの)ではない(からである)。^{b)・9)} ^{c)}しかし(aver)¹⁰⁾領主(館、ないし、ファミリアの)法に従えば(na hoverecht)、¹¹⁾いずれの家人⁵⁾も生まれながらの(=家人の出自によって)(geboren)¹²⁾内膳頭(druzte)、または主酒頭(scenke)、または主馬頭(marscalk)、または内蔵頭(kemerere)¹³⁾である(ないし、になる)べきである。^{c)・14)}

AV 1・130^{a)}何であれ下臣(homo)¹⁾が臣従礼(ないし、忠誠宣誓)(を捧げること)によって(per hominum)²⁾受領し(たので)ない³⁾ものは、レーン(beneficium)であると判断されるべき(iudicetur)でない、⁴⁾(たとえば)主君

が彼の家人^{けにん}たちに (suis ministerialibus)⁵⁾ 臣従礼 (ないし、忠誠宣誓) (を捧げること) によらずに、領主 (館の) (法廷の、ないし、ファミリアの) 法 (の定め) に従い (secundum ius curiae)⁶⁾ 所領を授与する (concedit)³⁾ ように。^{a)} ^{b)} この (ような所領の) 授与 (haec concessio) にはレーン法上 (ないし、レーンとして) の権利 (beneficiale ius) が欠けており、(それは、領主館における) 役目 (ないし、仕事) (を引き受けること) に伴う (所領の) 授与 (concessio officialis) (なのである (ないし、にすぎないからである)。^{b)} ⁹⁾ ^{c)} さらに (etiam)、¹⁰⁾ いずれの者も法 (の定め) によって (ex iustitia)、¹¹⁾ 家人の出自 (= 家人に生まれたこと) により (ministerialis natione)¹²⁾ 内膳頭 (dapifer)、あるいは主酒頭 (cellerarius)、あるいは内蔵頭 (camerarius)、あるいは主馬頭 (marschaleus)¹³⁾ になることができる (ので) ある。^{c)} ¹⁴⁾

- 1) 「レーン法」の man および AV の homo の語は、(主君 = herre または dominus との関係において用いられる場合)、大部分 (ないし、ほとんどすべて)、「家臣」(ないし、封臣) (Lehnsmann) の意味で用いられているが、この箇所においては、(ひきつづき述べられることから)、(Lehnsmann だけではなく)「家人」をも含むことが明らかなので、(そのことをはっきりさせるために)「下臣」という訳語を用いた。(この点については、『邦訳』、ラント法 2・12・1、註・2 (143頁) を参照されたい)。
- 2) 「レーン法」の manscap および AV の hominium の語については、前出レーン法 22・1 = AV 1・45、註・4 を参照されたい。前出レーン法 3 (= AV 1・8)、(上記) 22・1 (= AV 1・45、1・46)、22・2 (= AV 1・47)、23・1 (= AV 1・50)、および、(すぐ後の) 64・1 (= AV 1・132) などによって明らかのように、家臣はレーンを受領する (= 「封与される」) 際には必ず (主君に)「臣従礼」(ないし、忠誠宣誓) を捧げなければならないから、この「manscap なしに (lien される)」、ないし、「hominium によって (受領したの) でない」の語によってすでに、「家臣」が受領する所領は「(正規の) レーン」でないことが判る (し、そのことは、後註・4 の件に明記されている)。なお、後註・9 をも参照されたい。
- 3) 「レーン法」の lien および AV の concedere の語 (いずれも verleihen の意) は、(特に主君が家臣に所領を lien ないし concedere する場合)、大部分 (ないし、ほとんどすべて)、「(レーンを、ないし、レーンとして) 封与する」の意味で用いられている。しかし、本条では、(前註・1 と 2 で述べたように)、家人をも含めた「下臣」に対して「臣従礼 (ないし、忠誠宣誓) なしに」所領が verleihen される場合が扱われているので、この語を (「封与する」と区別して)「授与する」と訳すことにした。(なお、国正罰令権は国王から親授されるべきことを説いたラント法 3・64・5 の末尾にも、「(国王の) 罰令権は manscap なしに lien される」、という一文が見られる)。

- 4) この箇所、「レーン法」の *recht len* の語は、AV の *beneficium* (=「レーン」) に対応している。(なお、*recht len* および AV で一部 (だけ) それに対応している *vulgare beneficium* の語については、石川「ヘールシルト制」(2)、63~74頁における検討を参照されたいが、本条のこの箇所では、*recht len* の語に、*vulgare beneficium* ではなく、(単に) *beneficium* の語が対応している (にすぎない) ことに注意されたい)。そのことから、本条をすぐ前のレーン法 (62・1 と) 62・2、および、AV 1・127 と 128 と関連させて読むと、AV については、管理人が (管理を委託された所領とは別に) 受領する所領について *beneficialis warandia* (=レーン (として) の占有権) を主張することができない (具体的には、それについて授封更新請求権や「相続」権が認められない) のは、それが「臣従礼 (ないし、忠誠宣誓) によらないで」授与されるから (であって、本条の規定からすれば、その所領はそもそも *beneficium* と言えない) のではないのか、という疑問にもつながり兼ねないことに注意されたい。(これに対して、「レーン法」では、ある所領に授封更新請求権や「相続」権が欠けていても、その所領が *recht len* ではない、ということが明らかになるだけであって、直ちに同じ疑問につながることはない)。この点については、後註・14で (改めて) 述べることを参照されたい。
- 5) この箇所で (わが国における一般的慣行に従って) 「家人」と訳出した (「レーン法」の *denstman* の語は、(AV の) *ministerialis* に対応しているが、現代 (ドイツ) 語でも (そのまま) *Dienstmann* ないし *Ministeriale* と言われている。この「家人 (層)」、特に「帝国 (= 国王直属の) 家人 (層)」について、詳しくは、カール・ポールズ著、平城照介・山田欣吾・三宅立監訳、『ヨーロッパ社会の成立』(2001年、東洋書林) を参照されたいが、本条を理解するためには (少なくとも) 次のことを心得ておく必要がある。「家人」はもともと (出生身分から言えば) 不自由人であり、(独立の生計を営むことなく) 領主館に住み領主によって給養されながら、領主の身辺および領主館でさまざまな仕事に従事していたが、(特に国王および高位聖職者に仕えた) 「家人」は、(特に11世紀末以降)、彼等の職務と領主への近さから次第にその地位が向上し、(ほぼ12世紀後半以降) いわゆる「職業 (= 社会的職責にもとづく) 身分」観が生まれ定着する過程で、彼等の (騎士的な生活を営む) 一部は、「家臣 (ないし、封臣) (層)」とともに、「騎士 (身分)」を形成することになった。以上がそれである。——本書では、レーン法 2・1 = AV 1・4 に、ヘールシルト (= レーン能力) をもつための要件として (自由人であることは挙げられていないのに対して)、「祖父の代から騎士の出自であること」が挙げられている、ということ想起されたい。この点については、ひきつづき次註・6を参照されたい。
- 6) ここでは、「レーン法」の *to hoverrechte* の語が、AV の *secundum ius curiae* に対応している。*hoverrecht* (= *Hofrecht*) の語は、(わが国では) 一般に「荘園法」と訳されているが、本書に *hoverrecht* (ないし、*ius curiae*) の語が姿を見せるのはこの条項だけであって、本書には「家人法」を指す語 (少なくともたとえば、*des denstmannen recht* や *denstmannenrecht*、あるいは、*ministeriales[-is] ius* の語) は見当たらず (ただし、

すぐ後のレーン法63・2 = AV 1・131、註・4を参照)、また、後出レーン法68・5末尾(のAVに対応する文のない箇所)に補足された一文によって、(賃料ないし年貢を支払う)「小作人」は彼等の(参集する、そしておそらく領主の主宰する)法廷において、自分たちの「権利」を主張しあるいは擁護することができる、ということ(だけ)は判るが、同条は、その(「小作人」が、ないし、「小作人」も参集する)「法廷」が本条(この箇所の) *hoverecht* (ないし *ius curiae*) (上の法廷)とどう関係するかについては触れておらず、したがって、本条の *hoverecht* ないし *ius curiae* が「領主」と「荘園農民」の関係を主要な内容とする法であると断定することはできない。そこで上掲・邦訳では、これらの語を—— *Hof* ないし *curia* の語の原義をも活かして——「領主(館の)(法廷の)法」と訳すことにしたものである。また「ファミリアの」という補訳を加えたのは、「家人」だけではなく(賃料ないし年貢を支払う)「小作人」(=いわゆる「荘園農民」)も「ファミリア」に属しているのも、この *hoverecht* ないし *ius curia* が「荘園法」の性格をも併せもつことを示唆しておきたかったからである。(「ファミリア」の概念については、前註・4に挙げたボーズル・前掲書の、V、「中世社会の基本構造としての「ファミリーア」」を参照されたい。そこでも(141~142頁で)言及されている「ヴォルムス(司教ブルヒャルト)の荘園法」の原題は、*Lex familiae (St. Petri od. Wormatiensis ecclesiae)* と言うが、そこでは「家人法」と「荘園法」がまだ(十分に)分化しないまま「ファミリアの法」の名で(一体のものとして)記述されている。この「ヴォルムス荘園法」については、(私の)抄訳(『久保正福先生還暦記念、西洋法制史料選、II・中世』(1978年、創文社——ただし、第3刷を参照されたい)、および、クヌート・シュルツ、三浦澄雄訳「ヴォルムス荘園法と10、11世紀におけるグルントヘルシャフトの法的・社会的諸問題」、『法制史研究』24号(1975年)を参照されたい)。

なお、「レーン法」(この箇所)の *to hoverechte* の語は、(AVの対応箇所の *secundum ius curiae* と同じく)、「領主(館の)法にもとづき」と訳すこともできる(し、AVとの対応関係を重視すれば、むしろそう訳すべきとも考えられる)が、それを敢えて「領主(館の)法廷で」と訳したのは、この直後の「レーン法」で改訂された文におけるこの語との対応関係を(もっと)重視したからである。この点については、後註・8と10を参照されたい。

- 7) 「レーン法」の b-b の件は、(構文上、対応する位置に見られる) AV の b-b の件とまったく異なることを述べており、(本稿におけるザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する作業仮説を前提にすれば)、著者・アイケが AV をドイツ語に移すに当たり、後者を全面的に「改訂」した(と目される)ものであることを指摘した上で、以下においては、まず「レーン法」(b-b の件)について検討しておく——。

この *dar af* という表現は、前出レーン法59・2(註・5の箇所)(= *rechtes dar af plegen*) で用いられていたのと同じものであって、「それ(=家人に授与された所

領)にもとづいて」という意味である、と解される。ひきつづき次註・8を参照されたい。

- 8) この箇所の *hoverechtes plegen* の語は、すぐ前(註・6)の箇所の *to hoverechte* の語とのつながりから言っても、(前註・7で挙げた)前出レーン法59・2、註・5で述べたように、(具体的には)特に *hoverecht* (=「領主(館の)法廷」)において(主君による召喚・召集に応じてそこへ出頭・参集し、そこで証人や判決発見人になるなどの活動を通じて)その審理に協力することを指す、と解されるが、ここでは(本条の論旨をはっきりさせるため)「領主(館の)法上の義務を果たす」という(より広い)訳語を表に出し、「特に、参廷(義務)」の語は補訳にとどめることにした。この点については後註・10をも参照されたい。
- 9) 以上に述べてきたように、(ここまでの)「レーン法」の *b - b* の件は、たとえば家人に授与される所領のように、「下臣に臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに授与される所領は *recht len* とは言わない」、という命題を説明すべく、家人が果たすべき義務は、レーン法上のそれではなく *Hofrecht* 上のそれであり、具体的には、彼等がレーン法廷ではなく、(その所領を授与された)領主(の)法廷においてその審理に協力すべきである(から)、としている。そのことを念頭において、(それに対応する箇所に位置する) *AV* の *b - b* の件(原文は *Haec concessio caret beneficii iure, sed est concessio officialis*)を検討してみると――。

まず、この前段は―― *beneficiale ius* の語を「レーン(としての)権利」と解する限り――、(この *b - b* の件によって説明されるべき、註・3までの件の)「下臣が臣従礼によらないで受領する(ないし、した)ものは *beneficium* でない」ということと(実質的には)同じことを述べているにすぎ(ず、その説明になってい)ないが、後段の *concessio officialis* の語(は、特に *officialis* の語が多義的なため、それ)が何を指すかはすぐには判らない。しかし、特に(次註・10で述べる)すぐ後の文へのつながりを重視して、*officialis* の語を(*J. F. NIEMEYER, Mediae Latinitatis Lexicon Minus* (S. 776f.), *officialis* (adj.), (sub.)に挙げられているその用例のうち、(adj.) 3. の *qui est en charge d'une fonction domestique ou domaniale* を参照して)「(領主館における)役目(ないし、仕事)(を引き受けること)に伴う」(所領の授与)の意味に解すること(にすると)、この(*AV*)の後段について次のように考えることができる(ようになる)。すなわち、この後段は、「(レーン法)・*b - b*の件と同じく)、(通常の) *beneficium* (=レーン)と下臣に臣従礼なしに授与される所領との相違を、所領(の授与)に伴う義務の相違によって説明しようとしていることになるが、ここで述べられている(下臣の)義務は、「(レーン法)・*b - b*の件とは異なり、領主法廷の審理への協力でなく)、領主館における「役目」(ないし、仕事)を引き受けることであり、したがって、この件の(*concessio*) *officialis* の語は前出 *AV* 1・127(註・10の箇所)および1・128(*i - i*の件の) *officium*をも含みうるのではないか、という推定がそれである。その点はともかく、以上の推定が誤っていなければ、「レーン法」・*b - b*の件は

AV・b-bの件に(かなり大きな)「改訂」を加えている、ということになるはずである。ひきつづき次註・10以下における検討を参照されたい。

- 10) (b-bの件でAVに前註・9で述べたような「改訂」を加えた)「レーン法」は、この(本条・末尾の)c-cの件で、再び(基本的には)AV(c-cの件)に沿った記述に戻る。しかし、两条項のc-cの件には(b-bの件の「改訂」に応じて)微妙な相違が認められるので、以下その点に注意しながら「レーン法」とAVのテキストを(厳密に)比較してみることにする。

まず、この箇所では、「AV」の *etiam* (= *auch*) の語の代りに、「レーン法」では *aver* (= *aber*) の語が用いられており、そのことによって、(すぐ前の)b-bの件と(この)c-cの件の接続の仕方(したがって、それぞれのb-bの件で述べられている内容)が異なる、ということが示唆されている。ひきつづき次註・11以下の後註を参照されたい。

- 11) この箇所では、AVで(単に) *ex iustitia* と言われていたものが、「レーン法」で(わざわざ) *na hoverechte* と言われている。AVでは、*na hoverechte* に(逐語的に)対応する *secundum ius curiae* の語がすでに a-a の件(註・6の箇所)で用いられているので、(c-c)のこの箇所ですれと同じことを言うのに(それを繰り返すまでもなく)単に *ex iustitia* と言えば足りたのに対し、「レーン法」では——前註・6で述べたように—— a-a の件(の対箇所)でそれとは異なった意味で *to hoverechte* の語を用いたので、この c-c の件では(改めて) *na hoverechte* と言わなければならない、と考えることができる(ないし、考えなければならない)のではないか。ひきつづき次註・12以下を参照されたい。

- 12) この箇所、「レーン法」の *geboren* の語は、(字義通りには)「生まれながらの」の意味であるが、前出レーン法20・5、註・6で *boren vorsten* の語について述べたように、もちろん、(文字通り)「生まれながら」内膳頭等の役職を帯びている者はいないので、本条の場合は、AVの対応箇所から明らかなように、家人はその出自によって内膳頭等の役職に就くことができる(あるいは、それらの役職に就く者は家人の出自をもつ者の中から選ばなければならない)、という意味に解さなくてはならない。(なお、ラント法1・55・1には *geboren richtere* の語が見られるが——これについては、石川「AVとSSP」(前出レーン法56・4、註・12を参照)、21頁、および、註・87を参照されたい——、このc-cの件の *geboren* の語によって、家人はそれら内膳頭などの役職を相続させる(=世襲する)ことができたということまで示唆されている可能性も絶無ではないが、明確にそうとは断定できない)。ひきつづき次註・13を参照されたい。

- 13) 「レーン法」の(AVの *dapifer* に対応する) *druzte* (= *Truchseß*)、(*cellerarius* に対応する) *scenke* (= *Schenk, Kellner, Kellermeister*)、(*marschaleus* に対応する) *marscalk* (= *Marschall*)、(*camerarius* に対応する) *kemerere* (= *Kämmerer*) の語は、前出レーン法4・2では、すべて「ドイツ語第3版」で補足された件で用いられており、それらが「ド

イツ語第1版]で姿を見せるのは、(AVにおける dapifer などそれらに対応する語と同じく)、本条・この件がはじめてであり、また、ここだけである。(なお、「ラント法」では、これらの語が3・57・2に、レーン法4・2(の「ドイツ語第3版」で補足された件)と同じく、(国王を選定する権利をもつ)選定侯の肩書きとして姿を見せるが、同条については、A・ヴォルフの(前出「はしがき」、註・23で触れた研究における)(1270年以降の) Interpolatio (である、とする)説がある——(前註・12でも触れた)石川「AVとSSP」、5頁、および、註・18を参照)。

しかし、(前註・9で述べたように)「レーン法」でb-bの件が(大きく)「改訂」されたことに伴い、このc-cの件についても、「レーン法」とAVの間に(ある)相違が生じていることを見逃してはならない。すなわち、AVのb-bの件では *concessio officialis* の語が用いられており、(*officialis* を——前註・9で述べたように——^{フアミリア}領主館における)「役目」とかかわる語と解しうる限り)、家人の(^{フアミリア}領主館における)「役目」(一般)についてはすでにその件で触れられて(いて、それがこのc-cの件への「導入」になって)いるのに対して、「レーン法」では、b-bの件の「改訂」に伴って、(*concessio officialis* に対応する語が、したがってそのようなc-cへの「導入」も、なくなってしまった結果)、この *druzte* 以下の(^{フアミリア}領主館における)「役割」が(何の前触れもなしに)このc-cの件に「唐突に」姿を見せる、という相違がそれである。ひきつづき次註・14を参照されたい。

- 14) 以上の訳註において仔細に検討してきたことは、次のように要約することができる。このレーン法63・1と(そのもとになったと目される)AV1・130は、基本的には同旨のことを述べているものの、(大きく言って)次の二つの点で異なっている。
- ①(特に家人に対して)臣従礼なしに授与される所領について、AVでは *beneficium* でないとされているのに対して、「レーン法」では *recht len* でないとされている。
- ②(その理由の説明として)AVでは(特に)家人がその所領にもとづき(「廷内官職」に就いて)^{フアミリア}領主館における(ある)「役目」を果たすべき義務が強調されているのに対して、「レーン法」では、家人の負う義務は(レーン法上のそれではなく)*Hofrecht* 上のそれであり、特に「領主(館) 法廷」への参廷義務であることが強調されている。(「レーン法」の末尾における「内膳頭」以下の「廷内官職」への言及が(いささか)「唐突」の域を免れないのもこのためである)。以上の要約を前提して、以下、本条の最後に、前出レーン法62・2およびAV1・127と128で扱われていた(所領の)「管理人」に対して(管理を委託された所領とは別に)与えられる所領も、本条で扱われている(特に家人に対して)「臣従礼なしに授与される所領」(の一つ)ではないのか、という(特にAVについては、前註・9で述べたように、*officium* と *officialis* の語のつながりからも問題になりうる)疑問について、私見を述べておきたい。

まず、(そうした疑問を抱きながら)前出レーン法62・2をもう一度読み返してみると——同条への註・4で述べた私見に従えば、「管理人」はこの所領について、「在任中」、①(主君がそれを彼に与えたことを否認した場合の)立証手続、②授

封更新請求権、③「相続」権について制約を受ける。これらの制約のうち特に②と③は、「管理人」に与えられる所領を（語のほんらいの意味で）*Dienstgut*（つまり、この語は（通常）「*Dienstmann*に与えられる所領」＝「家人領」の意味で用いられるが、それを「勤務に対する対価（ないし、報酬）」として与えられる所領の意味で用いられ、ということである）と考えれば、きわめて当然のこととして理解することができるであろう。さらに、この条項では、所領については *gut* の語（また、*a - a* の「封与する」と訳した箇所では、「授封する」・「貸与する」の意味でも用いられる *lien* の語）が用いられていて、それが（臣従礼を捧げて封与される）「レーン」（だけ）を指すということを、同上の文言（だけ）から確認することもできない。ただしここでは、この「所領」が「管理人」に「臣従礼なしに」与えられる、ということは述べられていない。これに対して、*AV*（1・127と128）では、「管理人」に（管理を委託された所領とは別に）与えられる所領については、「レーン法」と同じように「在任中」（①・②・③）の権利が制約されており、さらに上述したように、*officium* ないし *officialis* の語を通じて（「レーン法」よりも）より明確に *AV* 1・130とのつながりが認められるにもかかわらず、その所領は *beneficium* と称ばれており、もしそれが（一般の用語法における）*Dienstgut*（ないし、*Dienstlehen*）（＝家人領）を指して（あるいは、含んで）いるのだとすれば、それは *AV* 1・130の（臣従礼なしに与えられる所領は *beneficium* とは言わないという）用語法に矛盾していることになる。さらに *AV*（1・128）では、（その末尾で）「管理人」がその職務（ないし、地位）を離れた後に受領した *beneficium* のことに言及しており（同条への註・12を参照）、そのことは「管理人」にその「在任中」に与えられる *beneficium* は、本条の「臣従礼なしに授与される所領」ではなく、「臣従礼をもって封与される（その意味では、通常のレーン）」であることを強く示唆している。

以上のように考えてみると、前出レーン法62・2 = *AV* 1・127、1・128の「管理人」に（その職務を委託された所領とは別に）与えられる「所領」ないし「*beneficium*」は、仮に「管理人」が（現実には、おそらく多くの場合そうであった、と推定されるように）「家人」である場合にも、「臣従礼をもって（＝捧げて）封与される」ことになり、それを封与された「家人」は（その所領についての権利の制約にもかかわらず）主君の家臣（＝封臣）団に属し、そのレーン法廷にも参画することになるはずである。したがって、こうした理解を前提にすれば、同条の規定は、「管理人」が「家人」（の出）である場合を排除していない限り、家人層の社会的上昇（＝封臣層）への同化の一契機ないし一現象を示していることになりうる。しかし、それについて同条および本条の規定からうかがえるのは、あくまでもそうした論理的（それも、必ずしも大きくはない）可能性にすぎない、ということはあらかじめお断りしておかなければならない。

63・2¹⁾ a) その(家人たちの)法の多種多様な相違によって、私は彼等(=家人たち)の法についてこれ以上(立ち入って)論ずることはできない、けだし家人たち(denstman)は、各司教、修道院長、修道尼院長の下で(自分たちについて)それぞれ別箇の法(sunderlik recht)を要求し(それを手に入れ)ている²⁾からである。^{a)・5)}

AV 1・131 a) それらの者(=家人たち)の(ないし、に関する)法(の定め)(ordo iuris)³⁾については、その相違のゆえに私は(本書で)記述しなかった、それというのは、家人たちが、各司教、修道院長、修道尼院長の下で、それぞれ別箇の法(singulare ius)⁴⁾をもっているからである。^{a)・5)}

- 1) この条項と同旨のことは、ラント法3・42・2でも述べられている。同条をも参照されたい。
- 2) この箇所の原文は ene (= ihnen) to seggen であるが(前出レーン法40・2、b-bの件の(sek) to seggen = 「自分のものと)主張する」を参照)、AV 1・131(末尾の)対応箇所では(単に)habent、また、ラント法3・42・2(前註・1を参照)の対応箇所でも(単に)hebbenとなっている。上掲・邦訳で「それを手に入れ」という補訳を加えたのは、それを考慮に入れたからである。なお、「それぞれ別箇の法」については、後註・4を参照されたい。
- 3) ordo iurisの語はAVの全巻を通じてこの箇所だけに姿を見せる。J. F. NIERMEYER, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Art. ordo (S. 745 ff.)によれば、ordoの語には les dispositions de la loi (3. a. a. O.)の意味があるので、上掲・邦訳ではordo iurisの語をこれに従い「法(の定め)」と訳しておいたが、ordoの語は(同書によれば)(たとえば、10. règle canoniale, 22. un ordre monastiqueなど)カノン法の、ないし、(特定の)教会や修道院の「規則」ないし「法(規)」という含意(をも)もつ語であることに注意しておきたい。この点についてもさらに後註・4(と5)を参照されたい。
- 4) ここでは、「レーン法」の前註・2の箇所に(対応して)ministeriales(「レーン法」では、de denstman)がius singulare(同じく、sunderlik recht)をもっている、とされている。これについて、前出レーン法63・1 = AV 1・130、註・6で述べた私見に関連して、次のことに注意しておきたい。本条で(sunderlik recht, ないし)ius singulareの語が用いられているのは、(少なくとも)直接には、家人に関する「法」が(実質的に)各教会領ごとに異なっている、ということ(を)念頭に置いてのこと(であって、そのことから直ちに、家人たちはすでに(たとえば、lantrecht, lenrecht, hoverechtの場合のように)、(彼等に固有な)ある裁判所に「裁判籍」をもち、それと結びついた(彼等に固有な)「独自の法」をもっている、という帰結を引き出すことはできない。

家人(たち)の「法」が(たとえば前条への註・6でも触れたヴォルムス教会のそのように、特定の「教会(ないし、修道院)の法」に包摂されていても、本条(この箇所)で述べられている命題は成立するのである。ひきつづき次註・5を参照されたい。

- 5) 本条においては、(前註・1で挙げたレーン法3・42・2と同じく)、教会(諸侯)領における家人の(だけ)が問題になっていることに注意されたい。これは、(当時)いち早く家人が登用されたのは教会領および王権の下においてである、という現実(この点については、(前出レーン法63・1 = AV 1・131、註・4で挙げた)ポーブル著(平城・山田・三宅監訳)『ヨーロッパ社会の成立』所収の論論文を参照)を反映したもの、と考えられるからである。(なお、ザクセンシュピーゲルにおいて、家人の「主君」が特定できるのは、本条およびラント法3・42・2以外の条項では、次の条項においてである。ラント法2・42・3 = 「諸侯」、3・19 = 「国王」(des rikes denstman)、[3・73・1] = 「(マクデブルク)司教」、3・80・2 = 「国王」、3・81・1 = 「国王」(des rikes denstman)。

278

64・1 ^{a)}家臣は(主君に対し)いずれの所領(の授封)をも臣従礼(ないし、忠誠宣誓)をもって(ないし、捧げて)(mit manscap)¹⁾ 希求し(sinnen)²⁾ なければならぬ、たとえ彼が(すでに)(その)主君の家臣であっても。^{a)・3)}

AV 1・132(前半) ^{a)}家臣は(主君に対し)いずれのレーン(の授封)をも臣従礼(ないし、忠誠宣誓)によって(ないし、を捧げて)(per hominium)¹⁾ 追求めるべき(sequatur)²⁾ である、たとえ(彼が)それ以前に(その)主君の家臣であったとしても。^{a)}

- 1) 「レーン法」の manscap および AV の hominium の語については、前出レーン法 63・1 = AV 1・130、註・2、および、(そこでも挙げた)前出レーン法 22・1 = AV 1・45、註・4 を参照されたい。なお、この mit manscap ないし per hominium の語を通じて、本条が——下臣が manscap ないし hominium なしに受領した所領は recht len ないし beneficium とは言えない、とする——前出レーン法 63・1 = AV 1・130 に触発されて書かれたことは明らかであろう。
- 2) この箇所、「レーン法」の sinnen の語が AV の sequi に対応している。

sinnen の語は、(Text の Glossar der Wortformen, S. 198 を手がかりにしてひとわり調

べてみると、「ドイツ語第1版」では、レーン法18、22・2、(22・3 = *gesinnen*)、22・5、25・3、26・5、42・1、42・2、50・2、57・3、64・1、71・10などに姿を見せるが、そのうちたとえば、前出レーン法25・3と後出レーン法71・10では、具体的には、家臣(本人)が(主君交替の際に、新しい主君に対し)所領の授封更新を求める、という意味で用いられているものの、前出レーン法22・2、22・5、26・5では、明らかに家臣の息=封相続人^{レーン}が(亡父の主君に対し)所領の授封を求める、という意味で用いられているだけでなく、さらに前出レーン法42・1と42・2では、*uten*(=家臣が主君に返還し、あるいは、(判決をもって)剥奪された所領を「引き戻す」)の語と *oder* の語で結ばれて(=それと二者択一の関係にあるものとして)用いられている。

これに対して、(AVの) *sequi* の語は、単に「従う」「続く」などの意味ではなく、「所領の授封(更新)を求める」という意味の場合に限ると、本条のほか前出 AV 1・5、1・7、1・33、1・34、1・35・a、1・57、1・85・b、1・89、1・111、1・115、1・128、後出 AV 2・69、3・1(などで用いられているが)、いずれも「レーン法」の対応条項(=2・2、2・6、11・1、11・2、11・3、25・1、32・4、35・1、47・1、48・2、62・2、76・6、71・16)の *volgen*(ただし、AV 3・1=レーン法71・16では名詞の *volge*)に対応しており、(AV 1・89=レーン法35・1を除き)すべて「(新しい、ないし、上級主君に対し)所領の授封(更新)を求める」という意味で用いられている。(なお、AV 1・89=レーン法35・1では、*sequi* = *volgen* の語が、例外的に「息たちが(亡父の)所領の授封」を求める」という意味で用いられているが、それについては、同条への註・8で述べたことを参照されたい。それなのに、本条においてだけは、(基本的には所領の授封更新を求める場合に限って用いられている)この *sequi* の語に(息=封相続人が(亡父の)所領の授封を求める場合をも含む) *sinnen* の語に対応しているのである。

そうだとすれば、① AV では *sequi* の用語法がまだ(完全には)確立されておらず、息=封相続人^{レーン}による所領の「相続」の場合をも含めて用いられていたか、あるいは、② この AV 1・132(前半)では著者は(もともと)授封更新請求の場合だけを念頭に置いていたのに、レーン法64・1でそれをドイツ語に移すに当たり、同じことは「相続」の際の息=封相続人^{レーン}による授封請求についても言えることに気づいて *sinnen* の語に「改めた」か、そのいずれかである、ということになるであろう。そこで、この二つの可能性のうちいずれが真実である(あるいは、真実に近い)かを明らかにするために、(本条で扱われている)すでに(当該)主君の家臣である者が重ねて主君に授封(更新)を求め(う)るケースについて他の条項で言及されていないかどうかを調べてみると、次のような結果が得られる。

まず、レーン法14・3は、「なんびとも、上級主君の前(=レーン法廷)で…彼のレーンの保障人(=彼にそのレーンを授封した主君)(の名)を挙げるべきでない。けだし家臣は、彼が彼のゲヴェーレの中にもっている(=現にレーンとして占有・

支配している)彼の主君の(=彼の主君に上級主君から封与された所領)について、たとえ彼(=自分、家臣)が(同時に)彼(=上級主君)の家臣でもあっても」、という。この条項は、(直接には、すでにある主君の家臣である者がその主君から重ねて所領の授封を求めるケースではないが)、もし主君と上級主君の間でその帰属をめぐる争われている所領が判決をもって主君から剥奪されることになれば、家臣はすでに(同時に)上級主君の家臣でもあり、上級主君からも(別な)所領を授封されているにもかかわらず、上級主君に対し(主君から剥奪された)所領の授封更新を求めることになる、ということを示唆するものである。さらに、前出レーン法18では次のようなケースが扱われている。すなわち同条は、まず、「主君が彼の家臣を(問責するため)レーン法廷に召喚する(ないし、した)場合、その裁判期日までの間は、彼(=家臣)が何かについて彼(=主君)の責を問う(=主君を訴え)ても、彼の(=家臣が責を問われている)事案(の審理)が終っていない限り、彼(=主君)はその家臣に应诉するに及ばない」、と「原則」を説いた上で、次のように述べている。「しかし、主君のレーン法廷が判決をもって延期され、そして(それまでの間に)この家臣にある所領が——それがゲディングであるにせよ、レーンであるにせよ——(それまでの)持主の死亡によって(その家臣に)帰属する(ないし、した)場合、彼(=家臣)が主君に対してその所領(の授封)を希求し(sinnen)、あるいは、法(の定め)に従い(その所領を)(立証・)取得することを請うならば、主君は法(の定め)に従い、たとえ主君による問責が終ってなくても、彼(=家臣)の裁判期日までの間に、彼(=家臣)に対してレーン法を行う(=所領を授封し、あるいは、(ゲディングの形で)所領の授封を承認する)べきである」。つまり、主君が家臣を問責(しようと)している間にある所領が家臣に(それまでの)持主の死亡により帰属する(ないし、した)場合は「例外」、とされているのであるが、この「例外」のうち、家臣にある所領の gedinge が封与されていた場合は、死亡した者がそれまで所領を占有・支配していた家臣であることは言うまでもないとして、その所領が「レーン」である場合には、それが持主の死亡によりこの家臣に帰属するためには、家臣がそれまでの持主の息=封相続人でなければならないはずである(同条への註・5と6を参照)。しかし、同条の場合、この(死亡した家臣の息である)家臣は(亡父の生前に)主君から(問責を受けるべく)レーン法廷に召喚されており、そのことから、彼は(その時点で)すでにその主君の家臣であつ(て、父とは別に主君から所領を授封されていた)ことが判る。以上「レーン法」の二つの条項によって、このレーン法64・1=AV1・132(前半)の「たとえ(彼が)それ以前に(ないし、すでに)(その)主君の家臣であっても」という件は、具体的には、その家臣による授封更新請求の場合についてだけではなく、その家臣が亡父の所領の授封を求める(=「相続する」)場合をも含むうることが確認される(なお、前出レーン法18については、ひきつづき次註・3を参照されたい)。

ただし、このレーン法14・3と18は、いずれもAVに対応条項がなく、「レー

ン法」で補足された(と目される)条項であって、その意味では、著者がAV 1・132(前半)の sequi の語で具体的にどのようなケースを考えていたのか、という(上述の)問題を解明するための決め手にはなりえない。しかし、レーン14・3は、(単に)同時に上級主君の家臣でもあった家臣が前者に対し(改めて)(別な)所領の授封更新を求める可能性を示唆しているだけで、そのことに直接言及してはいないのに対して、レーン法18では、すでに(当該)主君の家臣でもあった息^{レーン}=封相続人が(改めて)亡父の所領の授封を求めることに直接言及しているだけでなく、同条が(その冒頭の部分の「原則」がラント法3・12・1を承けて書かれていることからうかがわれるように——同条への註・4を参照)「ラント法」における(裁判手続の)省察によって触発された可能性がある、ということを見ると、私としては、(上述した二つの可能性のうち)②の(つまり、AVでは、もともと sequi の語の一般的な用法通り、ここでも「授封更新請求」のことだけを考えていた、という)見解に傾かざるをえない。

- 3) 本条に見られる sinnen の語を検討する過程で(前註・2を参照)、前出レーン法18の邦訳(本稿(3)、389頁)に誤訳があることに気づいたので訂正しておきたい。上掲・邦訳では(前註・2に引用した後につづく)同条末尾の一文(原文は De herre mochte anderes an siner sculdegunge togen den man, bit dat he sek verjarde an siner sinnunge)を、「(しかし) それ以外の場合には、主君は(そうしよう思えば)、(それ以上延ばすと)家臣が(所領の授封を)希求(ないし、請求)すべき年期を懈怠することになるまで(は)、家臣を彼の訴えについて(=家臣の訴えに應ずるのを)引き延ばすことができる」、と訳している。しかし、これは①(助)動詞(mochte, verjarde)の時期を軽視し、②その結果、anderes(=sonst)の語、および、③sine sculdegungeの語が具体的に何を指すかを誤解したものであって、正しくは(たとえば)次のように訳さなければならない。「(もし) そうでなければ(=そうした場合に主君がレーン法上の義務を果たす(つまり、家臣に所領を授封し、あるいは、ゲディングの授封を承認する)に及ばない、というのであれば)、主君は、彼(=家臣が)彼(=家臣)の(所領の授封、ないし、ゲディングの授封の承認を)希求(すること)について(そのための)年期を懈怠する(ことになる)まで、彼の問責について家臣を(=主君による家臣の問責を)引き延ばすこともできることになる(ないし、なりかねない(からである))」。

同条への註・11もこれに応じて「改訂」しなければならないが、ここではそれについては次のことだけを指摘しておきたい。同註の末尾では、同条で「例外」とされている(家臣への)所領の「死因帰属」について、所領の「返還」や(判決による)「剥奪」の場合と比較しながら、それが「優遇」される理由を論じているが、その件も間違いであったと言わなければならない。同条で想定されているのは、主君が(ある)家臣を(問責すべく)召喚し、その問責手続がまだ終わっていない間にその家臣が(逆に)主君の責を問う(ないし、訴える)ケースであるが、そこで「例外」とされているのは、本註で改めて論じたように、家臣が「問責」されてい

る間に「死因帰属」を理由に主君にその授封(ないし、その承認)を求める場合だけであり、すでに主君による問責(手続)を経て(判決をもって)所領を「剥奪」され、あるいは、(自ら)主君に所領を「返還」した家臣が、(その所領を「引き戻す」べき年期限内)主君から(前者については、重ねて)「問責」され、さらに(逆に)主君を訴えるなどということは(まず)考えられず、(したがって)同条においては想定されていない、と解する方が自然であろう。(つまり、同註(末尾)の私見における「死因帰属」の「優遇」という前提そのものが成り立たない、ということである)。

64・2 ^{b)}臣従礼(ないし、忠誠宣誓)(を捧げたこと)¹⁾を家臣は、主君が彼にそれを(=家臣が臣従礼を捧げたことを)否認する(ないし、認めない)場合、聖遺物にかけて(の宣誓をもって)立証することができる。^{b)・2)} ^{d)}彼(=家臣)は、しかし、聖遺物を自ら調達し(winnen)しなければならない。^{d)・3)}

AV 1・132(後半) ^{b)・c)}その者(=その家臣)が彼(=自分)の家臣であることを主君が認める限り、^{c)・2)}家臣は主君が否認する臣従礼(ないし、忠誠宣誓)(hominium)¹⁾を宣誓をもって立証することができる。^{b)・2)}

- 1) manscap = hominium の語については、すぐ前のレーン法64・1 = AV 1・132(前半)、註・1、および、(そこでも挙げた)前出レーン法22・1 = AV 1・45、註・4を参照されたい。
- 2) このレーン法64・2、および、(特に)AV 1・132(後半)は、改めて指摘するまでもなく、直前のレーン法64・1、および、AV 1・132(前半)にひきつづき、それを承けて書かれたものであり、そのことから、両者のb-bの件は(もともと)同旨のことを述べている(ないし、述べようとしたもの)、と推定されるであろう。しかし、AVのテキストには見られたc-cの件が「レーン法」で「削除」されているため、両者の論旨の間には次のような相違が生じていることを見落とすことはできない。

まず、「レーン法」のb-bの件を(AVのb-bの件と切り離してそれだけを)読むと、このレーン法64・2は、直前の64・1で「臣従礼」のことが扱われているのを承けて、主君が(およそ)家臣が「臣従礼」を捧げたことを「否認する」(=認めようとしない)場合(一般)について、家臣がそれに対抗して彼(=自分)が「臣従礼」を捧げたことを立証する手続を説いたもの、と受け取るのが自然であろう。

これに対して、AVでは、(同じく)「主君が(家臣が)臣従礼(を捧げたこと)を否認する」場合について、c-cの件によって、「その者が自分の家臣であることを主君が認める限り」という限定が付されている(ないし、付されていた)。ある者

が主君の家臣であるためには、(一般には、あるいは、法的には)、(主君に)臣従礼を捧げて主君から(たとえ *gedinge* や *wardunge* の形であっても)所領の授封を受けなければならないはずである(この点については、前出レーン法24・6を参照されたい)。したがって、AV 1・132のテキスト(だけ)を(レーン法64・1に対応する)前半からこの後半まで通して読んできた読者は、この「限定」は何を意味するのか、また、この「限定」が成り立たない(つまり、主君がその者を自分の家臣と認めない)場合にはどうなるのか(=家臣はどのようにして「臣従礼」を立証するのか)、という疑問に悩まされることになり、たとえば次のように考えに導かれることにもなるのではない。すなわち、この AV 1・132(後半)で「その者が自分の家臣であることを主君が認める限り」と言われているのは、同条(前半)の「(彼が)それ以前に(その)主君の家臣であった(場合)」という想定を継承したものであり、同条(後半)では、そうした家臣に主君に対して(さらに)所領の授封(更新)を求めるべき必要が生じた時、彼が(自分はずでに(その)主君の家臣なのだからそうする必要はないと考えて)改めて(主君に)「臣従礼」を捧げて(主君から)所領を受領する手続を怠っ(て所領を占有・支配し)た場合についての「特例」について述べたものではないか、というように――。

このことを念頭に置いて、もう一度レーン法64・2を読み直してみると、(同条においてはAVのc-cの件のような限定が付されていないことによって)、同条の規定は、(直前のレーン法64・1のケースに限らず)、家臣が「臣従礼」を捧げ(て所領を受領し)たことについて主君が「否認」し(ないし、争っ)た場合の「一般的準則」(と見做しうる形)になっていることが(改めて)確認されるであろう。ひきつづき次註・3を参照されたい。

- 3) このd-dの件は、AVにはなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、ホーマイヤーによれば、「家臣は、主君が宣誓のための聖遺物の(収められた)小箱を調達するように要求することができず、自らそれを取り計らわなくてはならない」、ということの意味するが、その(ないし、そうした)場合、家臣は「たとえば、ある教会からそれ(=聖遺物の小箱)を手数料を支払って借り出した」、という(vgl. Ho., III, S. 252)。

なお、宣誓を行う家臣がそのために「聖遺物」を自ら調達しなければならないという規定は、本条のほかには、後出レーン法66・2=AV 2・32にだけ見られるものであるが、そこで扱われているのは、主君から(問責を受けるべく、3度にわたり)召喚されたにもかかわらず(それに応じて)レーン法廷に出頭しなかったため(判決をもって)所領(の占有権)を剥奪された家臣が(「レーン法」では「1年と1日」、AVでは「6週と1年」以内に)所領を引き戻す場合の手続である(とりあえず、前出レーン法43・1、註・4を参照されたい)。後出レーン法65・20、65・21=AV 2・27~2・29によれば、そうした家臣からは所領が(判決をもって)剥奪され、主君がその所領を「占取」し、「1年と1日」(AVでは「6週と1年」)の間「利

用と収益なしに」(AVでは「収益なしに」)保持することになる。したがって、所領の「占有権」は、家臣から所領が(判決をもって)剥奪された時点ですでに主君の手に戻っており、家臣が上記・期限内に主君に所領の引き戻しを求める場合、(主君の立場からは)彼は(所領を引き戻さないうちは)自分の家臣でない、と考えることもできる(はずである)。後出レーン法66・2 = AV 2・32が、そうした場合に家臣が所領を引き戻す手続について、「家臣が彼の主君の前へ出頭した場合、彼は、所領を引き戻すために、真先に代言人を、その後で聖遺物と宣誓先導人(stevere) (= Eidstaber, 宣誓人に宣誓の文言の手本を示す者、ただし、AVにはこれに対応する語がない)を請うべきである」とした上で、「主君が彼(=家臣)にそのことを拒む」場合を想定し、その場合、「彼(=家臣)は聖遺物を自らもち(AVでは、「彼自身の聖遺物を調達し)、宣誓先導人なしに(ただし、AVにはなし)、(以下のことを——ここでは省略)宣誓すべきである」、として(主君が宣誓のための聖遺物を用意しなくてもすむ場合がありうることを認めて)いるのは、おそらくそのためと考えられる。

以上のように考えてくると、このレーン法64・2にd-dの件が補足されたのは、同条のケースでは(少なくとも)家臣が「臣従礼」を捧げ(て所領を受領し)たことを「否認する」主君の立場からは、(その)家臣は自分の家臣ではなく、したがって、彼が宣誓によって「臣従礼」の立証を求めても、そのために「聖遺物」を用意するに及ばない、ということになるからではないか、と推定することも可能になる(はずである)。(なお、後出レーン法66・2 = AV 2・32のケースにおいては、「1年と1日」ないし「6週と1年」の間は、家臣による所領の引き戻しの可能性が残っているので、主君と家臣の関係がまだ完全に切れているわけではないのに対して、このレーン法64・2のケースでは、(主君の立場からは、その家臣との間にはいかなるレーン法上の関係もないことになる、という点に注意されたい)。以上の推定が誤っていなければ、本条におけるこのd-dの件の補足は、(AVの)c-cの件の削除と併せて、対応するAV(1・132・後出)の論旨を(前註・2で指摘したように)家臣が「臣従礼」を捧げ(て所領を受領し)なかった場合についての(一般的)「原則」の方向に改めるために(意識的・自覚的に)行われたもの、と解することができるのではないか。(以上の私見については、後出レーン法65・20 = AV 2・27以下、および、66・2 = AV 2・32などの関連条項についてさらに検討を加えることにする)。

279

65・1¹⁾ ²⁾ いかなる責(ないし、罪過)のゆえにであれ (umme iewelke sculde)、²⁾ 主君は家臣(に裁判期日を定めて彼)を (sinen manne) レーン法廷に (to lenrechte) 召喚(して問責)する (degedingen) ことができる、³⁾ その責(ない

し、罪過) (scult) が罰金に値する場合には。^{a)}

AV 1・133 (前半)¹⁾ a) 主君は彼の家臣について、いかなる(責、ないし、罪過)の問責のためにであれ (pro qualibet incusatione)、⁴⁾ レーン法 (の定め) に従い (secundum beneficiale ius) (レーン法廷で) 審理する (placitare) ことができる、⁵⁾ (その家臣の) 責 (ないし、罪過) (culpa) が罰金に値する場合には。^{a)}

- 1) このレーン法65・1 (と次の65・2) に対応する AV 1・133は、AV では第 I 章の最後の条項になっており、AV では次の (レーン法65・3 に対応する) 2・1 から (Havichorst 本 (1569年) いらい De ordine placitatione = 「(レーン) 法廷における審理手続について」という表題を付された) 第 II 章が始まっている。しかし、レーン法廷における (主君による家臣に対する) 問責手続に関する記述は、実質的には、すでにこのレーン法65・1 = AV 1・133から始まっていることに注意されたい。(この点については、石川「AV と SSP」(前出レーン法56・4、註・12)、特に註・2 (24~25頁) を参照されたい)。
- 2) ここまでの件は AV の註・4 までの件に対応し、実質的にはそれと同じことを述べている。後註・4 を参照されたい。
- 3) ここまでの件は AV の註・5 までの件に対応し、実質的にはそれと同じことを述べている。ただし、(to) lenrecht(e) の語は、degedingen (=ある者に裁判期日を定めて (法廷に) 召喚する) の語 (前出レーン法18、註・2 を参照) とのつながりから言っても、「レーン法廷 (に)」の意に解さなければならないであろう。後註・5 を参照されたい。
- 4) ここまでの件は、前註・2 でも指摘したように、「レーン法」の umme iewelke sculde の語に対応している。なお、AV の incusatio の語は、「告訴」と「告発」いずれの意味でも用いられるが、(レーン法上の) 主君による家臣の「問責」も、主君が (直接) 家臣に対して彼の犯した「責」ないし「罪過」のゆえに家臣を問責する場合だけでなく、他の家臣の「訴え」にもとづいて家臣を「召喚」(して「問責」) する場合をも含む (たとえば前出レーン法43・1 を参照) ことに注意されたい。
- 5) ここまでの件は、前註・3 で指摘したように、「レーン法」の同註までの件に対応し、実質的にはそれと同旨のことを述べている。ただし、「レーン法」の (to) lenrecht(e) の語が (具体的に) 「レーン法廷 (に)」を指しているのに対して、この AV の (secundum) beneficiale ius の語は (抽象的・一般的に) 「レーン法」を指していることに注意されたい。なお、この点については、前出レーン法63・1 = AV 1・130、註・6 で述べた (to) hoverecht(e) と (secundum) ius curiae の対応関係をも参照されたい。

65・2¹⁾ b) 午前中は(ないし、正午まで(の間)であれば)、また禁制日(=平和日)(gebundene dage)以外(の日)には、²⁾ 主君は彼のレーン法廷(における審理)を(sines degedinges)、³⁾ 教会(堂)内と教会の墓地を除くあらゆる場所においてく待ち、また⁴⁾ 始めることができる。^{b)・5)}

AV 1・133(後半)¹⁾ b) (彼等は)午前中また非禁制日(diei absoluti)(=平和日以外の日)に、²⁾ 墓地と教会(堂)を除くあらゆる場所において、レーン法廷の審理(beneficialis placitatio)を始める(ことができる)。^{5)・b)}

- 1) 前出レーン法65・1 = AV 1・133(前半)、註・1を参照されたい。
- 2) gebundene dage および diei absoluti の語については、前出レーン法4・4 = AV 1・16、註・1を参照されたい。
- 3) sin degeding の語については、次のレーン法65・3、註・2を参照されたい。
- 4) この箇所、Ordnung Ic に属するテキストでは warden unde の語が補足されているが、これは(特に)後出レーン法65・16 = AV 2・18を参照し、召喚された家臣が出頭しなかった場合のことを補ったもの、と推定される。
- 5) このレーン法65・2がAV 1・133(後半)に対応し、それと同じことを述べていることは明らかであるが、「レーン法」では「sin degeding を始めることができる」のは「主君」とされているのに対して、AV では「beneficialis placitatio を始める(incipient)」主体は複数形になっていることに注意されたい。incipient の(省略されている)主語(「彼等」)は、前出・同条の前半とのつながりからは、「主君と家臣」と解するほかなさそうであるが、この理解が誤っていなければ、レーン法廷における審理手続について、「レーン法」では主君による家臣の「問責」という一面がAV よりもより鮮明に打ち出されている、ということになるからである。この点については、さらに後続の諸条項においても検討をつづけることにする。

65・3¹⁾ a)・d) 主君がく彼のくレーン法廷(における審理)(くsines) degedinges)を始めようとする場合は、^{d)・2)} 彼(=主君)は、それを彼の家臣二人またはそれ以上の者が聞く(ことのできる)ように、彼(=自分、主君)が彼の(ある)家臣を(eneme sinen manne)、彼の問責のために(umme sine sculdegunge)(=その家臣を問責するために)、³⁾ (裁判期日を定めて)レーン法廷に召喚する(to

lenrechte degedingen)⁴⁾ ことができるか、(そこに居合わせる) 誰か (ある) 彼の家臣に (判決を) 問うべき (vrage) である。^{5)·a)} b) その (召喚することができる、という) 判決が発見 (=提案) され (dat ordel gevonden wert)、⁶⁾ また (そこに居合わせる他の家臣たちによって) 賛同される (gevolget (wert)) (ないし、された) 時は、⁷⁾ 主君は判決をもって、彼 (=問責すべき家臣) を、その同じ日からあるいは直近の 6 日から (数えて) 14 夜後に (裁判期日を定めて)、(主君にとって) 自由な (ledich) (=家臣に封与することなく主君が直接に占有・支配している) ものであれあるいは (主君から家臣に) 封与された (verlegen) ものであれ、主君のものである (=主君の支配権に属している)⁸⁾ (ある) 特定 (・明示された) 村 (en benumede dorp) へ [また] (ある) 特定 (・明示) された (主君の) 館^{やかた} (ene benumede word) に⁹⁾ 召喚す (degedingen) べきである。^{10)·b)} c) その家臣が主君に、彼 (=主君) が彼 (=自分、家臣) をくそこへ 召喚した村がどこに在るか問うならば、¹¹⁾ 主君は家臣にそのこと (=村の所在) を教えてやるべきである、けだしくしばしば 多くの、それらははるかに遠く隔ったところに在る (複数の) 村が (同じ) 一つの名をもっていることができるからである。^{12)·c)}

AV 2・1¹⁾ d) これらの場所は別にして (それ以外の場所で行われる) (omissis his locis)¹³⁾ (レーン法廷における) 審理の手續 (placitationis ordo)¹⁴⁾ を学び知ることしよう (audiamus)。^{15)·d)} a) 主君は誰か (ある) 彼の家臣に、彼の家臣 (少なくとも) 二人の居合わせるところで、¹⁶⁾ (彼=主君が) (ある) 彼の家臣について、彼の問責のために (pro sua accusatione) (=彼に対し訴えを起こしてその責を問うために)、¹⁷⁾ レーン法廷 (を開催し、そこで) 審理する (beneficialiter placitare)¹⁸⁾ ことが彼 (=自分、主君) に許されるか、さらに (彼=主君は) その者 (=家臣) をいかなる時期の間にまたいかなる場所 (に) 召喚し、そこで (その者の責を) 追求す (prosequi)¹⁹⁾ べきか、問うべきである。^{a)·20)} AV 2・2¹⁾ b) 判決は (レーン法廷の開催およびその家臣についての) 審理 (placitatio) を許すべきであり、²¹⁾ そして (ないし、それが許された場合) 主君は、その日からあるいは直近の 6 日から 14 日を経て、(その) 家臣をレーン法廷に召喚すべき (ad beneficiale ius citet)²²⁾ である、主君にとって自由 (soluta) である (=家臣に封与することなく主君が直接に占有・支配している) か、あるいは、誰か (ある家臣) が彼 (=主君) 自身からそれを受領している 特定 (・明示された) 村または (主君の) 館^{やかた} へと (in denominatam villam vel

curiam)。^{23)·b)} AV 2・3¹⁾ c)もし(召喚された)家臣が主君に(その)村がどの場所(ないし、地域)に在るか訊ねるならば、主君はそのことをさらに説明してやらなければならない、なぜならば、幾つもの村が(同じ)一つの名をもっており、それにもかかわらず、それら(の村)を遠く隔った距離が分け(隔て)ている(=それらの村が遠く隔った地に所在する)(ことがある)からである。^{c)·24)}

- 1) レーン法65・3は、AV 2・1、2・2、2・3の3条項に対応しており、冒頭の一文(d-dの件)を除けば(次註・2および後註・13を参照)、(基本的には)後者と同旨のことを述べている。AVではここから(後に第3者により)De ordine placitationisという表題を付された第Ⅱ章が始まるが、レーン法廷における審理(ないし、問責)手続に関する記述は、(実質的には)前出(レーン法65・1と65・2に対応する)AV 1・133から始まっている(前出レーン法65・1=AV 1・133(前半)、註・1を参照)。なお、序に補足しておく、前出AV(1・133まで)の第Ⅰ章に(後に)付された表題はDe beneficiisである。
- 2) 前註・1で述べたように、このd-dの件は、AV 2・2のd-dの件とまったく異なったことを述べており、「レーン法」で後者を(削除した上で)全面的に「改訂」した(と目される)ものである。なお、その中のdegeding(es)の語には、Ordnung Ic(=ドイツ語第3版)のテキストで、sin(es)の語が補足されているが、このsin(es) degending(es)の語は、Ordnung Ia(=ドイツ語第1版)のテキストでも、すぐ前のレーン法65・2(=AV 1・133・後半)(註・3の箇所)でも(私見によれば)「主君のレーン法廷(における審理)」の意味で用いられており、このレーン法65・3への「ドイツ語第3版」における補足もそれを承けたもの、と思われる。(ただし、この場合degeding(es)の語は、—前条のそれを含めて—「家臣(について)の審理」を指す可能性もないわけではないので、この点、後続の諸条項においても注意して検討をつづけることにする)。
- 3) sculdegunge = 「問責」の語については前出レーン法18、註・3を参照されたい。この語は、前出レーン法18のほか、レーン法19・2(註・2の箇所)、55・2(=AV 1・107・b)、後出レーン法65・13、65・14(など)に姿を見せるが、これらのうち、レーン法18(註・3の箇所)と65・14ではその前にdes herrenの語が、またレーン法18・末尾(註・9の箇所)とこの65・3ではその前にsineの語が加えられている。des herrenが(家臣を)「問責する」主体であることは明らかであるが、sineの語については、それが(同じように、家臣を問責する)「主君」を指すのか、それとも(主君から問責される)「家臣」を指すのか、ということが問題にな(り)うが、前出レーン法18・末尾のsine(sculdegunge)は、前出レーン法64・1、註

・3で「訂正」しておいたように、(問責される)「家臣」を指すと(も)解される。また *schuldegunge* の語は、(AV 2・1に対応する)本条を除くと、すべて AV に対応条項のない条項ないし箇所(に)姿を見せるが、(唯ひとつ AV に対応箇所のある)本条の (*umme sine schuldegunge* には AV (2・1) の *pro sna accusatione* の語が対応している(後註・17を参照)。上掲・邦訳では、これらの点を考えて、この *sin(e)* を(問責される)「家臣」と解したが、(前註・2で指摘した *sin degeding* の *sin* の理解とも(少なくとも、間接には)関連する可能性もありうるので、後続の諸条項についてさらに検討をつづけることにする。

- 4) *jm. (od. jn.) to lenrechte degedingen* という表現については、前出レーン法18、註・2を参照されたい。なお、その中の (*to lenrecht(e)*) の語が「レーン法廷(に)」という意味であることは明らかである、と思われるが、本条の場合、AV 2・2の *ad bebeneficiale ius* の語がそれに対応している。後註・12をも参照されたい。
- 5) ここまで (a-a) の件は、(前註・2で述べた)冒頭 (d-d) の一文を除くと、実質的には、AV 2・1と同旨のことを述べている。(なお、AV 2・1との間のそれ以外の相違については、後註・16~20を参照されたい)。
- 6) (*dat ordel vinden* (=判決を「発見」する) 手続については、やがて後続の諸条項において具体的に詳述されるが、(特にそれが判決を「提案」するという意味であることについては) とりあえず前出レーン法2・2 = AV 1・10、註・10を参照されたい。なお、(中世法における)「法(の)発見」の問題については、クレッシュェル「[法発見]——ある近代的観念の中世的基礎——」(K・クレッシュェル著、石川監訳『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』(1989年、創文社)所収)をも参考にされた上で、ひきつづき次註・7を参照されたい。
- 7) この箇所 (*dat ordel volgen*) の語は、(ある家臣によって「発見」(=提案——前註・6を参照)された)判決に(レーン法廷に参集した他の家臣たちが)「賛同する」ことを意味する。(ある家臣の)「発見」(=提案)した判決は、言うまでもなく、(他の家臣たちの)「賛同」を得た時にはじめて「判決」として確定される。
 なお、すでに本条からもうかがわれ(後続の諸条項においてさらに詳述される)ように、中世の裁判は(レーン法廷における問責手続を含めて)、(近代法のように終局判決だけでなく)、一つのステップ毎に、裁判長(レーン法廷では——以下同様——、主君)から判決が「質問」され、(それに答え)ある裁判集會構成員(ないし、家臣)から判決が「発見」(=提案)され、それに他の構成員(ないし、家臣)たちが「賛同」する、という過程を繰り返しながら、終局判決に到達することになる。なお、本註までの b-b の件と(それに対応する)AV 2・2との異同については、後註・21を参照されたい。
- 8) この件の、原文は、*de des herren ledich oder verlegen si* であるが、このうち *ledich oder verlegen* の語は、すでに前出レーン法7・5、註・3の箇所にも姿を見せたものであり、それについては、前出レーン法56・4、註・4(および、56・5、註・2

と3)で述べたことをも参照されたい。

この件は、AV 2・2の「主君にとって自由 (soluta) であるか、あるいは、誰か(ある家臣)が彼(=主君)自身からそれを受領している」に対応している。これと比較すると、「レーン法」(の *ledich oder verlegen*、具体的には *verlegen* の語)には「自身」(*ipse*)に当たる語が見られない(=「省略」されている)。そこで、AVの対応箇所だけを読むと、あるいは、次のような理解が生まれる可能性もあ(り)うのではないか。すなわち、この場合、主君が家臣を問責するために召喚することのできるのは、主君が自由な(=誰にも封与していない)状態ですら占有(・支配)している所領と家臣のうち誰かに直接に封与した所領に限られ、家臣が主君から受領した所領をさらに(自分の家臣に)又授封している所領に家臣を召喚することはできない、という理解がそれである。しかし、こうした理解は(私見によれば)正しくない。①この場合、主君が問責するのは彼の(直臣である)家臣であり、家臣を召喚すべき所領について問題になりうることも主君と家臣の関係に限られる(=主君と又家臣の関係は問題にならない)はずであり、②「家臣」から又家臣に又授封される所領も、言うまでもなく、(一般には)(上級)主君から「家臣」に封与されたものだからである。したがって、「レーン法」で *ipse* に当たる語が「省略」されていても、そこで述べられていることは(実質的には)AVで述べられていることと同じである、と解さなければならない。

(なお、上述したレーン法 7・5、56・4、56・5の諸条項からは、主君が「*ledig* にもっている所領」の中にも、(特にそれが家臣の死亡などにより主君の手に戻った場合)又家臣に又授封されている所領が含まれていることがある、ということが判るが、本条の *ledich (oder verlegen)* の語は、同じ理由で、主君と(その直接の)家臣(=直臣)の間の関係についてだけ言われており、主君と又家臣の間の関係を含んでいない、と解すべきであろう。さらに事の序に触れておくと——上記レーン法 7・5、56・4、56・5の諸条項は、いずれもAVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。したがって、(上級)主君と又家臣の関係について、AVでは(少なくとも)まだ「レーン法」ほど立ち入って記述されていない、ということは明らかである。ところが、「(ある)家臣が主君を二人またはそれより多くもつ」場合(=いわゆる *Doppelvasallität*)に明示的に言及している前出レーン法 46・2には、すでにAV 1・110に対応条項がある。したがって、AV 2・2の *ipse* の語は、「他の主君からではなく」という含意をもつ(少なくとも、そう受け取られる)可能性もないわけではなく、「レーン法」では(すでに先行諸条で *ledich oder verlegen* という表現に関連して(上級)主君と又家臣の関係についても述べているため)そうした可能性は(少)ないと考えて、「自身」の語を削除した、ということさえまったく考えられないわけではない、と思われる。なお、この点はいささか深読みすぎるとしても、本条の *de des herren ledich oder verlegen si*、および、AV 2・2におけるその対応箇所では、主君と家臣の間の関係だけが問題になり、主君と又家臣の間の関係は問題になっていない、という上述の私見は、次のレーン法 65・4 =

AV 2・4、2・5、2・6（で、主君と又家臣間の関係がまったく問題になっていない、ということ）によっても確認することができるはずである）。

さらに、この件のうち de des herren si という表現は、前出レーン法14・1（＝AV 1・39）の冒頭に見られた en gut mach maneges herren sin と（基本的に）同じ表現であることに注意されたい。同条のこの件は、「（同じ）一つの所領…を（次々と）一人の者が他の者から（レーンとして）受領している」場合について、「（その同じ）一つの所領が幾人かのものでありうる」旨を述べたものである。これは、（AV 1・103が「レーン法」で重要な「改訂」・「補足」を施された上で大きく前方へ移された）前出レーン法13・1に（はじめて）見られ（「レーン法」ではじめていわば「専門術語」と用いられるにいたつ）た lenes gewere（＝ある所領を主君から授封された家臣がそれをレーンとして占有・支配する権利）の概念を用いて言えば、ある所領（特に des rikes gut＝ライヒの所領）が最高主君（たとえば国王）から（複数の）上級主君（たとえば世俗諸侯とグラフ）を経て（たとえば参審自由人である）主君まで封与された場合、各段階でそれを（家臣として）受領した者（たとえば、世俗諸侯・グラフ・参審自由人）はいずれもその所領について lenes gewere をもっている、ということ¹⁾を述べたものである（この点については、石川「AV と SSP」（前出レーン法56・4、註・12）、14～16頁を参照されたい）。この条項（この件）によってすでに、ある家臣が主君から授封された所領を自分の家臣（＝又家臣）に又授封しても、（主君との関係においては）その所領についての lenes gewere を失う（ないし、手放す）ことにはならないということが判るが、そのことは、前出レーン法7・4（＝AV 1・29）により明確な形で記述されている。したがって、本条（この件）においても、もし主君が家臣に封与している所領として（特に des rikes gut など）上級主君から封与された所領²⁾だけが想定されているのであれば、（この件の）「主君のものである」には（たとえば）「＝主君がレーンとして占有・支配する権利をもっている」という補訳を施した方がより適切で分かりやすいであろう。しかし、次のレーン法65・4（＝AV 2・5）では、主君が彼のアイゲン³⁾を家臣に封与している場合に、主君はその家臣を（問責するために）どこ（＝いかなる所領）に召喚すべきか、という問題が論じられており、それとのつながりにおいては、本条（この件）の「主君のものである」所領は、必ずしも主君が上級主君から封与されたレーンとは限らず、主君のアイゲンをも含んでいる、と考へなくてはならない。主君のアイゲンについては、（それを封与された家臣は lenes gewere をもっているものの）、主君自身がそれを占有・支配（し、家臣に封与）するのは、その所領についての lenes gewere にもとづくのではなく、その所領をアイゲンとして（占有・）支配する権利にもとづくものである。上掲・邦訳で「主君のものである」の後に（単に）「＝主君の支配権に属している」という補訳を加え（るにとどめ）たのは、以上のことを考慮にいれたからである。ひきつづき次註・9を参照されたい。

9) この件の原文は、in en benumet dorp [unde] in ene benumede word であり、その

後に、前註・8で述べた *de des herren ledich oder verlegen si* の文がつづいてい

る。このうち *word* の語は、(Text, S. 250によれば) “*Wurt, Hofsfelle*” を指し、(「レーン法」に限ると)すでに前出レーン法13・4(註・5)では、(同註で述べておいたように) *Wurt* (=盛土された宅地)の意味で用いられている。しかし、本条(この件)においては、この *word* の語は、主君が家臣をそこへ召喚(し、そこで問責)する場所を指している(単に「宅地」(一般)と解するわけにはいかないし、ホーマイヤーはこの件の *word* の語を *Gerichtsplatz* (=裁判集會が行われる場所)と解している(Ho., II, S. 634)。この理解は、その(*word* の語は、この場合、主君が家臣を問責する場所を指す、という)点ではまさに「適訳」と言うべきであろうが、上掲・邦訳ではそれに従わず、(単に「館」^{やかた})と訳しておいた。その理由(の主なもの)は次の通りである。①本条でこのあと(AVでは次の2・3で)家臣が召喚された場所の所在が分からずそれを主君に訊ねるのは、「村」の(名が挙げられた)場合に限られ、*word* の(名が挙げられた)場合には言及されていない(つまり、*word* が特定・明示されれば、家臣にとってその所在は周知のものと前提されている可能性がある)こと。②この *word* の語は、(対応する)AV2・2(邦訳では、その末尾)の(in) *curia(m)* の語を承けた(と目される)ものであるが、少し前の(レーン法63・1に対応する)AV1・130(註・6の箇所)の *secundum ius curiae* の語が「レーン法」では *to hove-rechte* に移され、そこで *curia* の語(に限って言えば、それ)は(*hoverecht* の) *hof* (=Hof)に対応していること。③(もし、そうだとすれば、なぜここで *hof* の語が用いられなかったか、という疑問については、後続のレーン法65・17(=AV2・21)に、「閉じられた館」^{やかた}の中では(in) *besloteme hove* (AVでは、in *clausa curia*)、また屋根の下でも…、主君はレーン法廷を開催してはならない」という規定があり、このレーン法65・3の場合、単に *hof* と言えば(主君の)「館」^{やかた}(の建物)の中」を指すと誤解されるおそれもある、と考へて、(*curia* と同義に用いられることのある) *curtis* の語(この点については、前出レーン法13・4、註・5、および、(そこでも挙げた)J. E. NIERMEYER, S. 290, Art. *curia*, 15を参照)に対応する *word* の語を用いることで、「館」と言っても、その「建物」でなく、主君の「館」の地所内にある「土地」(たとえば、前庭や中庭)を指すことをはっきりさせようとした、とも考えられること。ただし、以上の私見(特に③)については、必ずしも100パーセント確信があるわけではなく、後続の諸条項において(特に *hof* の語の用例について)さらに検討を重ねることにしたい。

- 10) この件でも、*eme degedingen* の語が用いられているが、それについては、前註・4を参照されたい。ここまでのb-bの件は、(対応する)AV2・2と(基本的には)同旨のことを述べているが、両者の(細かい)相違については、前註・8と9のほか、後註・21をも参照されたい。
- 11) 前出b-bの件では、主君が家臣を(問責するために)召喚すべき場所として、主君の支配権に属する(前註・8を参照)「村」とともに *word* が問題になっているの

に、この c-c の件で、(召喚された) 家臣が主君にその所在を訊ねるのは「村」だけである、という点に注意された上で、前註・9 で述べた私見を参照されたい。なお、ここにも *eme gedegedinget hevet* という表現が姿を見せるが、それについては、前註・4 を参照されたい。

- 12) ここまでの c-c の件は、AV 2・3 にはほぼ逐語的に対応し、それと(まったく) 同旨のことを述べている。
- 13) AV 2・1 は、前註・1 と 2 で述べたように、全体としては(あるいは、そのうち a-a の件は)、レーン法 65・3 の a-a の件に対応しているが、冒頭の d-d の一文は「レーン法」のそれとはまったく別なものである。そのことを(重ねて) 指摘した上で、(AV の d-d の件の) 具体的な検討に移る。

まず、冒頭の *ommissis his locis* の語について——。Text I の Glossar では、この件の *ommittere* の語を *verlassen* (S.137)、*locus* の語を **Punkt** と解しており、(それらをつなぎ合わせて考えても) この箇所をどう理解したのか定かには判らないが、この箇所を「これら(ないし、以上)の(論)点を離れて」、と解しているように(も) 思われる。この推定が正しければ、Text I の Glossar は、この箇所の *hi loci* の語を、(前出 1・133 までの)「AV の第 I 章(アイク以後付された表題は *De beneficiis*) (特にその末尾) で論じられた「(諸)問題」と理解した可能性もある。これに対して、上掲・邦訳は「これらの場所を別にして(それ以外の場所で行われる)」は、この件の *hi loci* の語を、直前の(レーン法 64・2 に対応する) AV 1・133 (後半) で「レーン法廷の審理を始め」てはならないとされている「墓地と教会(堂)」の二つの「場所」を指す、と解したものである。(同条においては、これらの「場所」のほかに、レーン法廷を開催してはならない「日」も挙げられているが、後続の AV 2・4 ~ 2・6 で扱われているのは、主君が家臣を(問責するために) 召喚する「場所」の問題である、ということに注意された上で)、ひきつづき後註・15 を参照されたい。

- 14) この箇所の *placitationis ordo* の語は、前註・1 でも述べたように、第 II 章の(後に付された) 表題でも用いられているが、そのうち *placitatio* の語については、直前の AV 1・133 (後半) (レーン法 65・2) (註・4 の箇所) の *beneficialis placitatio* の語(および、同註) を参照されたい。また、そのうちの *ordo* の語は、この場合、「手順、ないし、段取り」ほどの意味である、と解され、*placitationis ordo* (全体) は、もちろん、「訴訟手続」ないし「裁判手続」と訳すこともできるが、それを敢えて「審理の手続」と訳したのは、前出 AV 1・133 とのつながりのほかに、ザクセンシュピーゲルでは *gerichte* の語が(主に) ラント法上の裁判(所) との関連で用いられていること、および、後続の諸条項で詳述されているのは(主君による家臣の)「問責手続」であることをも考えて、そうした訳語を避けたかったから(も) ある。

- 15) この箇所の *audire* の語を、Text I の Glossar (S.125) は *vernehmen* の意に解しているが、(前註・13 で述べた) 本条・冒頭の *ommissis his locis* の語の理解と併せて考え

- ると、本条の d - d の件全体が(第Ⅱ章の表題そのものと同時に)後に第3者の手で補足された可能性を考える余地さえ生ずる、ということを描きおきたい。
- 16) 「レーン法」では、これに対応する箇所が、「それを彼の家臣二人またはそれ以上の者が聞く(ことのできる)ように」となっているが、改めて指摘するまでもなく、両者の論旨は(実質的には)変らない。
- 17) *accusatio* の語は、Text I の Glossar (S.124) によれば、AV ではこの箇所においてだけ用いられ、*Anklage* を意味する。しかし、(前註・14でも述べておいたように)、後続の諸条項においては、主君が家臣を問責する手続(だけ)が扱われている(= ある家臣が他の家臣を訴える場合の手続はそれとして述べられてはいない)が、主君がある家臣の訴えにもとづいて他の家臣を(レーン法廷に召喚して)「問責」する場合もあることは(たとえば前出レーン法43・1から)明らかである、と考えられるので、「告訴」・「告発」・(それに)「起訴」(ないし「提訴」といった(近代法の訴訟手続を連想させやすい)語を避けるために、敢えて「問責」という訳語を選んだ。
- 18) この箇所の *beneficialiter* の語について、Text I の Glossar (S.125) はこの語をすべて *nach Lehnrecht* の意に解している。たとえば、前出(レーン法65・1に対応する)AV 1・133(前半)(註・5の箇所)には、*secundum beneficiale ius (placitare)* という表現が見られ、この場合は、*secundum beneficiale ius* の語は(*secundum* の語がある以上) *nach Lehnrecht* と解さなければならない。もし本註の箇所の *beneficialiter* の語が(その) *secundum beneficiale ius* (を縮めたもので、それ)と同義であるとすれば、この Glossar は正しいということになる。しかし、それにつづく(レーン法65・2に対応する)AV 1・133(後半)(註・4の箇所)には *beneficiale placitationem (incipient)* の表現があり、この場合、(形容詞の) *beneficialis* は——同、Glossar (S.125) でもこの箇所の *beneficialis placitatio* の語を *Lehngerichtsverhandlung* と解していることにもうかがわれるように——(少なくとも)実質的には「レーン法廷(で)の(審理)」と解するのが自然であろう。したがって、もし本註の箇所の *beneficialiter (placitare)* の語がその箇所の *beneficialis* を副詞にして用いたものであれば、それは(当然)「レーン法廷で」という意味に解さなくてはならない。上掲・邦訳は、こうしたAV 1・133(後半)(註・4の箇所)とのつながりを重視したものである。
- 19) *prosequi* の語は(AV では) (*gerichtlich*) *verfolgen* の意味で用いられている(たとえば前出1・33(=レーン法11・1)(註・5の「正規の訴えによって」のあと)の *prosecutus est* =邦訳では「追求している」)が、Text I の Glossar (S.139) は、本条・この箇所の *prosequi* の語を *belangen* の意としている。上掲・邦訳における「その者の責を」という補訳はそれに従ったものである。
- 20) ここまでのAV 2・1(a-aの件)の末尾において、主君が(レーン法廷に参集した家臣に)問うべきであるとされているのは、①「(ある)彼の家臣について彼(=家臣)の問責のためにレーン法廷で審理することが…許されるか」、②「その者を

いかなる時期にまたいかなる場所へ(召喚して)追求すべきか」、の2点であるが、対応する「レーン法」のa-aの件では、主君が(ある)家臣に問うべきとされているのは、(実質的には)① だけであって、② については言及されずに省略されている。しかし、「レーン法」でも(AV2・2に対応する)後続のb-bの件で、主君が(問責しようとする)家臣をいつまでに、また、どこへ召喚すべきかについて具体的に記述されているので、a-aの件の末尾で②が省略されていても、その論旨がAV2・1と変っていないことは、改めて指摘するまでもあるまい。ひきつづき次註・21をも参照されたい。

- 21) AV2・2の冒頭、ここまでの「判決は(その)審理を許すべきであり」という簡潔な記述は、(それに対応する)「レーン法」b-bの件の冒頭(註・7までの件)で、「その判決が発見され、また賛同されるならば」と(そこへいたる手続が)具体的に補足されている。(その反面、「レーン法」では、前註・20で指摘した省略により、後続の主君が(問責しようとする)家臣をいつまでに、また、どこへ召喚すべきか、については、いきなり「主君は判決をもって…(その家臣を)召喚すべきである」として、主君による「判決質問」が必要であることについてさえ明示的には言及されていない)。しかし、すでに前註・7で指摘しておいたように、「レーン法」およびAVの後続の諸条項において、レーン法廷における審理(ないし、問責手続)は、各ステップ毎に、「(判決)質問」・「(判決)発見」・(それへの)「賛同」の手続を繰り返しながら進められることが具体的に詳述されているから、そうした手続を理解した上でこのレーン法65・3 = AV2・2を読み返す読者にとっては、このような「省略」を補いながら両条項を理解(し、したがって、そうした記述の相違ないし精粗にかかわらず、両条項は基本的に同旨であることを理解)するのは、決して難しいことではないであろう。
- 22) この箇所の *beneficiale ius* の語が、「レーン法」ではなくて、(具体的に)「レーン法廷」を指していることは、*ad* および *citare* の語とのつながりから明白であろう。(なお、ここで *beneficiale ius* の語が「レーン法廷」の意味で用いられていることも、前註・18で述べた私見を(少なくとも)側面的に支持する方向に働くであろう)。
- 23) この箇所の *curia* の語については、前註・9で述べた私見を参照されたい。
- 24) ここまでのAV2・3が「レーン法」(65・3)末尾のc-cの件と同旨であることについては、特段のコメントを加えるに及ばないであろう。